

中学校教諭の多忙化解消に向けて¹

大阪大学 赤井伸郎研究室

2017年12月

佐伯駿介 廣瀬こころ 藪下文也 横瀬愛

神田美香 杉山寛幸 山田怜美

¹ 本報告書は、2017年12月9、10日に行われるWEST論文研究発表会2017年度本番発表会に提出する論文内容を報告するものである。本報告書にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。なお、本稿の作成にあたっては、赤井伸郎教授(大阪大学)をはじめ、多くの方々から有益かつ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

要旨

教育は児童生徒の個性と社会性の発達に大きく影響するものであり、その「質」の担保・向上は非常に重要である。また、我が国において、教育の「質」の担保・向上を現場で担うのは教諭である。このことから、教諭が教育業務に集中できる環境づくりは必須であるといえる。

しかしながら、昨今我が国の教諭の労働環境は悪化している。文部科学省(2017a)において、特に中学校に関しては、教諭を含めた学校現場の教員全体の6割程度が、厚生労働省の定める過労死ラインを超えて勤務していることが明らかになった。このことは、業務が多岐にわたり、労働時間が増えていることに起因する。なお本稿では、文部科学省の定義する勤務時間に、上司からの勤務命令なしに教諭が行う残業の時間を加えた時間を労働時間とし、勤務時間とは区別して使用する。

本稿では、この「教諭の多忙化」という問題に着目する。研究対象を教諭のうち市区町村立中学校教諭に絞り、教諭の業務のうち教育業務を除く「周辺の業務」に従事する時間をいかにして削減するかを考察する。そして教諭が教育業務に集中できる環境を整備することにより、「教育の『質』の担保・向上体制の構築」を達成することを目指す。

【現状分析・問題意識】では、我が国における教諭の労働環境の現状を確認する。教諭の労働時間を職種別、国・地域別、年別で比較してみると、現在の我が国の教諭の労働時間の長さが明らかになった。教諭の多忙化が生じる原因としては「教育業務以外の業務の存在」と、「教諭独自の給与体系」の2つが挙げられる。本稿では、特に前者の業務を周辺の業務と定義し、その削減を目指す。現在、周辺の業務の削減を目的として、国や教育委員会は様々な取組みを行っているが、解決の先行きは不透明な状況にある。そこで本稿においては、問題意識を「周辺の業務が多く、教諭が教育業務に集中できない環境にあること」と定め、「教諭が周辺の業務に従事する時間を削減する取組みの効果検証を行うこと」を研究目的とする。

【先行研究及び本稿の位置づけ】では、教諭を含む教員の労働時間に関する定量分析を行った2研究を先行研究として挙げる。それらの限界として(1)教諭の多忙化との関連が考えられる要因を定量的に検証できていないこと、及び(2)各市区町村立中学校の服務監督主体である市区町村教育委員会による取組みの効果を検証していないこと、の2点が挙げられる。

これらの限界を踏まえると、本稿の新規性は「先行研究で考慮されていない、教諭の多忙化に影響があると考えられる要因に関して定量的に検証を行うこと」、及び「周辺の業務に従事する時間を削減する、教育委員会による取組みの効果を検証すること」の2点にあるといえる。

【理論・分析】では、各市区町村教育委員会が行う「市区町村立中学校教諭の周辺の業務に従事する時間を削減する取組み」が労働時間にどのように影響しているかについて、取組みごとに仮説を立てて検証を行う。被説明変数として、愛知県教育委員会が市町村別の公立中学校教員に対して行った調査における「調査対象校当たり月80時間以上残業した教員数」を活用する。また本稿ではプーリング重回帰分析を採用し、その具体的な枠組みについて述べる。分析により、「校務支援システムの導入」、「部活動活動日の削減」、「部活動の外部指導者の配置」、「会議・研修の削減」が教諭の労働時間の削減に有意な結果となることが明らかとなった。

【政策提言】では、分析結果を踏まえ、現場への聞き取り調査及び文献調査の結果を用いながら政策提言を行う。政策提言の分類は以下のとおりである。

- I. 校務支援システムの導入促進
- II. 部活動改革の推進
- III. 研修の見直し

以上の政策提言により、中学校教諭が周辺の業務に従事する時間が削減されることで、中学校教諭が教育業務に集中できる環境が整備され、「教育の『質』の担保・向上体制の構築」が実現されると考える。

目次

要旨	2
目次	4
はじめに	7
現状分析・問題意識	9
第 1 節 教諭の労働環境の現状	9
第 1 項 深刻化する労働環境	9
第 2 項 労働時間に関する 3 比較	10
第 2 節 教諭の多忙化の原因	13
第 1 項 2 つの原因	13
第 2 項 周辺の業務の実態	17
第 3 節 現行の取組み	22
第 1 項 文科省の政策	22
第 2 項 教育委員会による取組み	23
第 4 節 問題意識と本稿の方向性	28
第 1 項 問題意識・研究目的	28
第 2 項 本稿の研究対象	29
先行研究及び本稿の位置づけ	31

第 1 節	先行研究.....	31
第 2 節	本稿の位置づけ.....	32
理論・分析 _____		34
第 1 節	検証仮説.....	34
第 2 節	分析の枠組み	35
第 3 節	分析の概要	36
第 4 節	変数選択.....	38
第 5 節	結果の解釈	43
政策提言 _____		46
第 1 節	政策提言の方向性	46
第 2 節	政策提言.....	47
第 1 項	校務支援システムの導入促進.....	47
第 2 項	部活動改革の推進.....	51
第 3 項	研修の見直し.....	58
第 3 節	政策提言のまとめ	63
おわりに _____		65
先行研究・参考文献 _____		66
付録 _____		77
別添 1	大阪府豊中市教育委員会への聞き取り 調査概要	77

**別添 2 全国の各教育委員会に対して送付した
調査票の概要 79**

はじめに

教育とは、個人の人間形成や社会の発展に資するものであり、その「質」の担保・向上は重要な課題である。The World Education Forum(2000)で提示されたユネスコの報告では、教育の「質」が就学率、学校の成績を決定するとし、高い教育の「質」を構成するものとして8つの要素を挙げている。その中で、生徒の意欲、十分な設備や教材などに加えて、「教員の質」を取り上げている。さらに、同報告で、どんな教育改革も、教員の積極的な参加と管理なしには成功しえないと述べられていることから、教員の教育への関わり方が重要視されていることがわかる。

我が国では、教員²の職種ごとに、異なる役割が期待されている。学校教育法を参照すると(表1)、37条11項に示される通り、児童・生徒の教育をつかさどる職種は教諭である。また学校現場においても、教諭が「授業」や「学習指導」、「授業準備」といった教育業務の大半を行っている。したがって、教育の「質」の担保・向上に最も密接に関わるのは教諭であるといえる。

表1 学校基本法で示される主な教員の役割

職種名	法定の業務
校長	校務、所属職員の監督
教頭	校長の補助、校務の整理、必要に応じた児童・生徒の教育
教諭	児童・生徒の教育
養護教諭	児童・生徒の養護
栄養教諭	児童・生徒の栄養の指導及び管理
助教諭	教諭の職務の補助
講師	教諭または助教諭に準ずる職務

(学校教育法をもとに筆者作成)

² 本稿では、表1にまとめた教諭や校長、教頭などを指して教員と定義する。参考文献における定義が異なる場合は、注釈でその旨を記すこととする。

しかしながら、近年、教諭の労働時間³は長くなっており、労働環境の悪化が指摘されている。文部科学省⁴が小中学校の教員を対象として2016年に調査を行い、2017年に発表した文部科学省(2017a)を参照すると、小学校については全体の3割、中学校については6割程度の教員が、厚生労働省の定める月80時間以上の残業の過労死ライン⁵を超過して勤務していることが明らかになった。

内閣府(2017)においては、国際的には労働者1人当たりの労働時間が短い国ほど、1人当たりの労働生産性は高いという相関関係が見られる。さらに同資料は、我が国においても長時間労働を是正することにより、労働生産性が向上すると述べている。一方で我が国の教諭について見ると、労働時間の増加により、授業準備や教材研究のような、より質の高い授業を提供するための業務を行う時間の確保が難しくなっている。この結果、教育の「質」の担保・向上における役割を十分に果たせなくなっている可能性が考えられる。

本稿では、現在、教諭が教育の「質」の担保・向上の役割を十分に果たせない労働環境にあることを問題視し、研究を進める。教諭の労働時間を削減する政策を提言し、教諭が教育業務に集中できる環境を整備することで「教育の『質』の担保・向上体制の構築」を目指す。

³ 本稿では、労働時間を文部科学省の定義する勤務時間に、上司からの勤務命令なしに教諭が行う残業の時間を加えた時間とし、勤務時間とは区別して使用する。

⁴ 以下、文科省とする。

⁵ 脳・心臓疾患の発症との関連が高いと判断する労働時間の基準として、月80時間の残業を設定している。

現状分析・問題意識

第1節 教諭の労働環境の現状

第1項 深刻化する労働環境

一般的な公立学校の教諭が準ずる「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」によると、教職員の勤務時間は週 38.5 時間と規定されている。しかしながら、現状として教諭の多くがこの法定勤務時間を超過して勤務している。このような労働環境の悪化は「教諭の多忙化」と呼ばれている。本稿ではこの「教諭の多忙化」に着目し研究を進める。

文部科学省(2017a)により、教育現場における労働時間の長さ⁶が明らかになった。ここでは、上記の 38.5 時間という法定勤務時間を超えているだけでなく、小学校については全体の 3 割、中学校については 6 割程度の教員が、厚生労働省の定める月 80 時間以上の残業の過労死ラインを超過して勤務していることが示され、結果として教諭の長時間労働は深刻な問題であることが明らかになった。田野井ほか(2012)では、「教員が自分の役割を行うための生活時間を削って業務に従事している」ことを実証しており、教員のワーク・ライフ・バランス⁷の崩壊が指摘されている。このような労働環境では、教諭が教育の「質」の担保・向上に十分に役割を果たせない状況に置かれていると考えられる。

また、2017 年 8 月には、文部科学省(2017b)が発表され、労働時間削減に向けた緊急提言が示された。

緊急提言の内容は以下のとおりである。

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと

⁶ 教諭の週労働時間は、小学校では 57 時間 25 分、中学校では 63 時間 18 分となっている。

⁷ 生活時間と働き方の調和を指す。

3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

このように、教諭の労働環境の現状を重く受け止め、今できることから直ちに取り組む姿勢が、国・教育委員会・学校に強く要求されており、現状の改善の喫緊性はますます高まっているといえる。

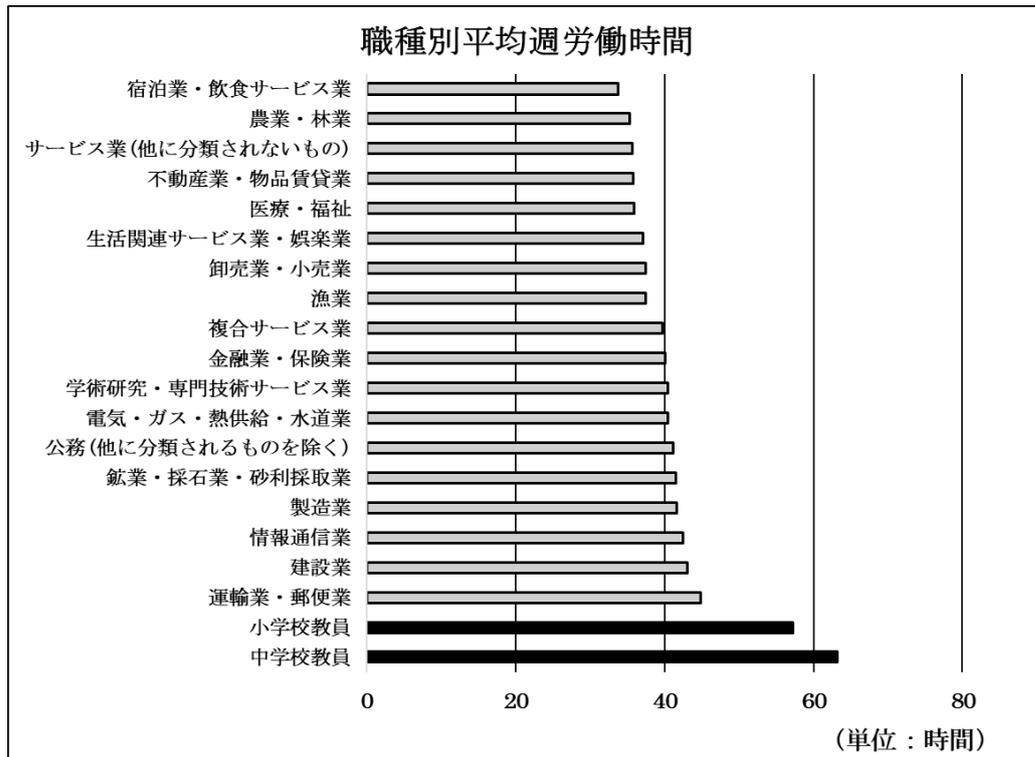
第2項 労働時間に関する3比較

以下では我が国の教諭の労働時間について、(ア)我が国の他職種との比較、(イ)国際比較、(ウ)年別比較の3種類の比較を行い、現在我が国の教諭が置かれている労働環境について確認する。

(ア)我が国の他職種との比較

総務省が発表した平成28年度労働力調査年報と文部科学省(2017a)より、小中学校の教員の平均週労働時間は他職種と比較して長いことがわかる(図1)。

図 1 2016 年度職種別平均週労働時間



(総務省ホームページ⁸、文部科学省(2017a)より筆者作成)

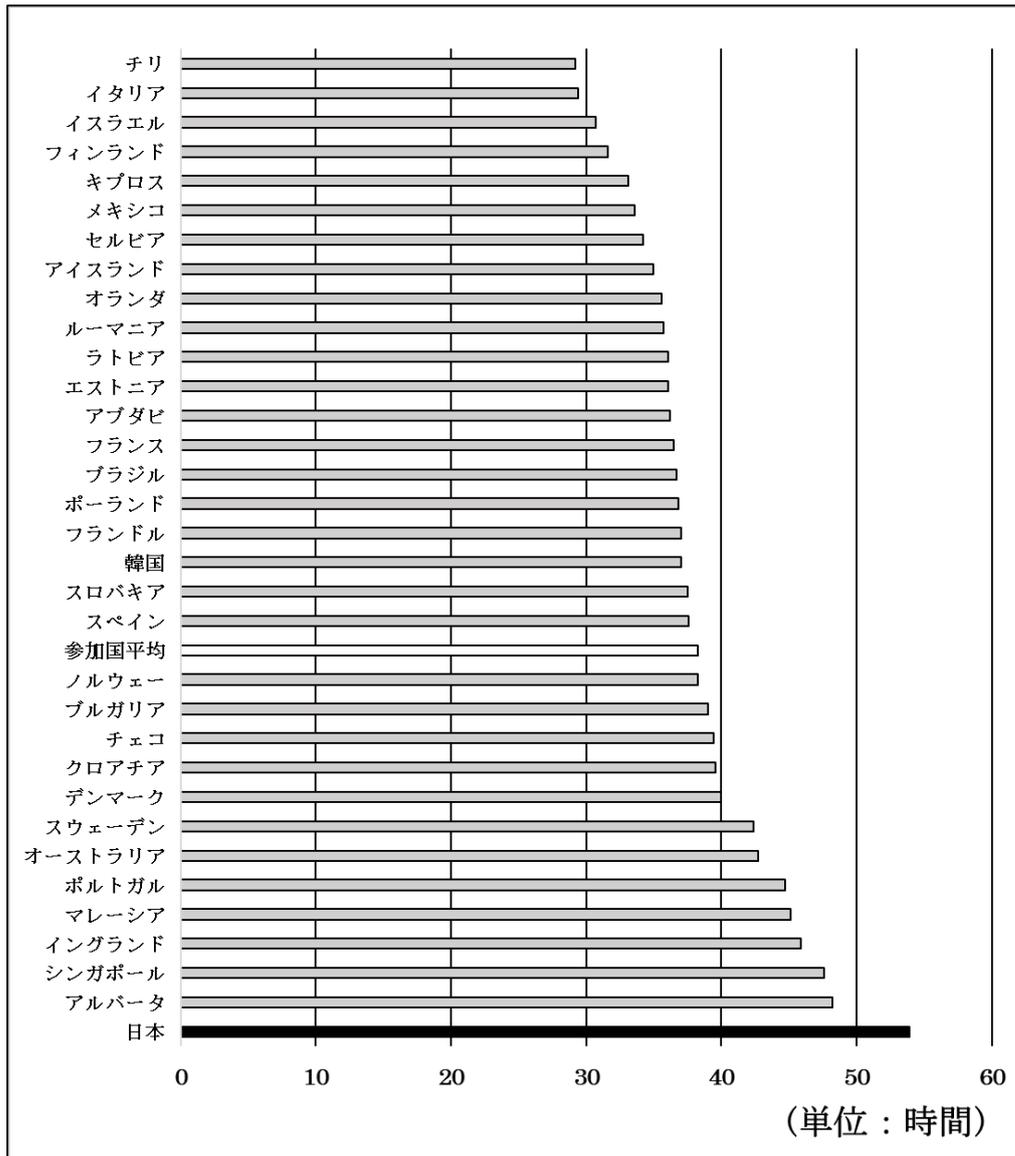
(イ) 国際比較

国立教育政策研究所(2014)では、OECDが2013年に行った「OECD国際教員指導環境調査(通称:TALIS⁹)」の結果がまとめられている。調査において、各国の教員の週労働時間は参加国平均が約38時間であるのに対し、我が国では約54時間¹⁰であり、調査対象国・地域で最長であることが示された(図2)。

⁸ 総務省統計局 「労働力調査年報 平成28年」

⁹ “Teaching and Learning International Survey” の略称。

¹⁰ 前述の(ア)我が国の他職種との比較において使用した、中学校教員の労働時間は63時間18分であったが、これは文部科学省(2017a)の調査結果を用いているため数値に違いが出る結果となっている。

図 2 国・地域別の教員¹¹の週労働時間

(国立教育政策研究所(2014)より筆者作成)

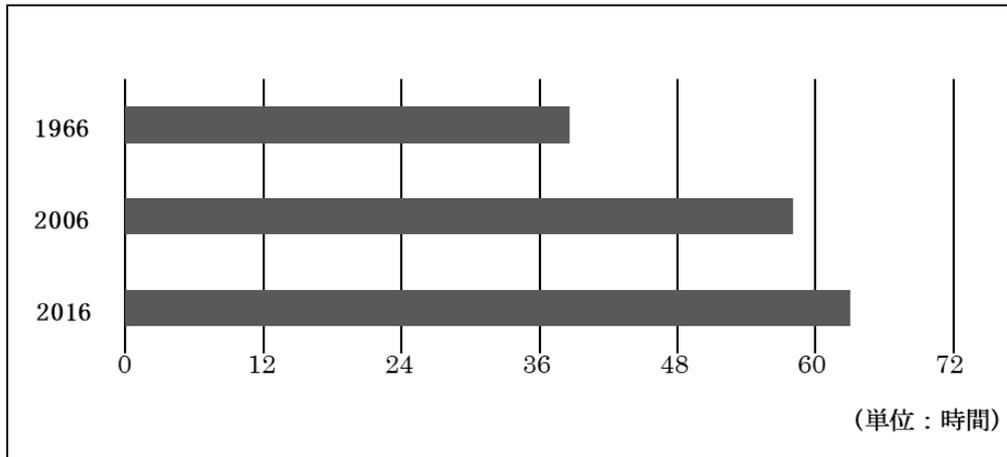
(ウ)年別比較

旧文部省・文科省が過去に行った教員勤務実態調査について、宮地(1971)、東京大学(2007)及び文部科学省(2017a)を参考に比較を行う(図3)。1966年と2006年、2016

¹¹ 世界34カ国・地域の中学校・中等教育学校の校長及び教諭を対象にしている。なお、アメリカに関しては、実施率(回答率)が国際ガイドラインの定める基準に達しなかったため、参加国平均には含まれていないとされるため、図2においてもその数値は掲載していない。

年¹²に行われた教員勤務実態調査より、中学校教諭の労働時間は増加していることがわかる。

図 3 中学校教諭の週平均労働時間¹³の推移



(宮地(1971)・東京大学(2007)・文部科学省(2017a)より筆者作成)

以上の3比較から、現在、我が国の教諭の労働時間が長いことは明らかである。

第2節 教諭の多忙化の原因

第1項 2つの原因

教諭の多忙化が生じる原因として、(ア)教育業務以外の業務の存在と、(イ)教諭独自の給与体系の2つが挙げられる。

(ア)教育業務以外の業務の存在

文部科学省(2017a)で明らかになった業務内容別の労働時間を確認すると、「授業」

¹² 国レベルでの勤務実態調査はこの3回しか行われていない。

¹³ 調査時期は1971年調査では4月3日から翌年4月1日、2006年調査は10月23日から11月19日、2016年調査は10月では17日から23日または、24日から30日、11月では7日から13日、あるいは14日から20日である。

や「学習指導」、「授業準備」で示される教育業務¹⁴以外の業務に費やす時間は長い(図4)。原因としては、教諭の役割に対する社会からの過度の期待が挙げられる。従来から教諭を含む教員に対しては、「献身的教師像」と呼ばれる理想像が存在していた。久富(2008)においても、「教員なら何でもしてくれるという意識が、結果として長時間労働を生み出す結果になり、教員を苦しめている」と述べられている。

このような意識により業務が多様化し、労働時間が増加していることから、教育業務以外の業務の存在が教諭の多忙化を引き起こした原因であると考えられる。

¹⁴ 本稿では、教諭が行う教育業務としてはこれら3業務を指すものとする。

図 4 小・中学校教諭の勤務内容別週労働時間¹⁵

	小学校教諭		中学校教諭	
生徒の指導に関わる業務	朝の業務	2:59	朝の業務	3:07
	授業	22:21	授業	17:16
	学習指導	1:15	学習指導	0:47
	生徒指導(集団)	5:02	生徒指導(集団)	5:12
	生徒指導(個別)	0:35	生徒指導(個別)	1:32
	部活動	0:43	部活動	7:35
	児童会・生徒会指導	0:15	児童会・生徒会指導	0:30
	学校行事	2:28	学校行事	2:39
	学年・学級経営	2:06	学年・学級経営	3:18
	授業準備	6:51	授業準備	7:36
	成績処理	2:55	成績処理	3:36
外部対応	保護者・PTA対応	0:41	保護者・PTA対応	0:56
	地域対応	0:09	地域対応	0:07
	行政・関係団体対応	0:10	行政・関係団体対応	0:05
学校の運営に関わる業務	学校経営	1:56	学校経営	1:51
	会議・打ち合わせ	2:00	会議・打ち合わせ	2:05
	校内研修	1:07	校内研修	0:30
	事務・報告書作成	1:29	事務・報告書作成	1:39
校外	校務としての研修	1:05	校務としての研修	1:02
	会議・打ち合わせ(校外)	0:25	会議・打ち合わせ(校外)	0:37
その他	その他	0:47	その他	0:53
合計		57:19		62:53

本稿の定義による「教育業務」
 本稿の定義による「周辺の業務」

(単位 時間:分)

(文部科学省(2017a)より筆者作成)

¹⁵ 「合計」に示す労働時間が図1で示した時間と若干ずれが生じている。これについては、土曜日を勤務日と回答する教員が一定数存在することが原因であると考えられる。また、そのように回答した教員のうち、教諭がどのくらいの割合なのかは明らかにできなかった。また、表内の灰色部分の項目(「授業」、「学習指導」、「授業準備」)は本稿の定義での教育業務である。

(イ)教諭独自の給与体系

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法¹⁶」の規定では、一般的な労働者における残業代としての位置づけで、教諭には一定の教職調整額¹⁷が給与に上乘せされることとなっている。時間に応じた残業¹⁸代が支給されないことで、教諭の労働時間管理の必要性が乏しくなっている。その結果、(ア)で述べた教育業務以外の業務による長時間労働が助長された。大阪府豊中市教育委員会に対して行った聞き取り調査(別添1)においても、給特法による教諭の時間管理意識の欠如が指摘された。

このように、教諭独自の給与体系が、教諭の多忙化を引き起こした原因であるといえる。

以上のように、教諭の多忙化の原因としては教育業務以外の業務の存在と、教諭独自の給与体系の2つが存在する。ここで、これら2つの原因の関係を示す。教育業務以外の業務の存在は、教諭の担当業務を増加させ、労働時間の増加を引き起こした。さらに、教諭独自の給与体系が、教諭の時間管理意識の欠如を招き、労働時間の増加を助長した。

以上の関係を踏まえ、労働時間増加の直接的な原因である教育業務以外の業務の存在に焦点を当てることで、「教諭の多忙化」という現状を根本的に解決することを目指す。なお本稿では、教育業務以外の業務を周辺の業務と定義する。周辺の業務に従事する時間を削減することにより、教諭の多忙化の解消を目指すものとする。

¹⁶ 以下、給特法とする。

¹⁷ 法定勤務時間に対する給与の4%にあたる金額が追加的に支給されている。これは1971年の教諭の月の残業時間が8時間程度であり、その分を追加的に支払う必要性が議論された結果、固定の金額で導入されたものである(萬井(2009))。残業時間が増加した今でもその割合は変更されていない。

¹⁸ 「校外実習その他生徒の実習に関する業務」、「修学旅行その他学校の行事に関する業務」、「職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務」、「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」の4項目に従事する場合で、「臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに」限り、時間外勤務が認められるものとしており、時間外勤務手当が発生する(文部科学省ホームページより)。これ以外に関しては自発的な残業とみなされており、追加手当は発生しない。

第2項 周辺の業務の実態

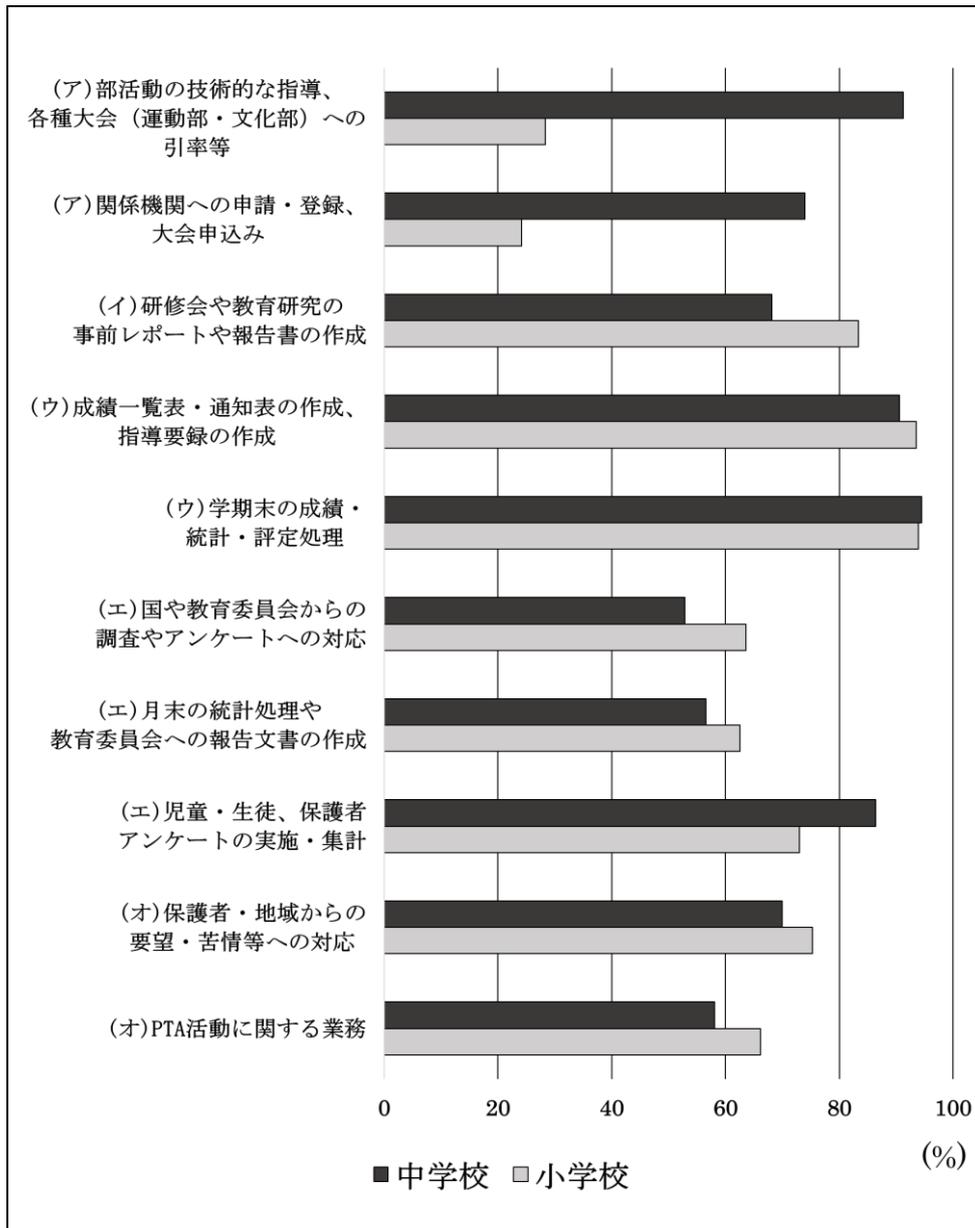
国立教育政策研究所(2014)のデータを用い、教員の全業務に占める「授業時間」の割合について計算を行った。参加国・地域¹⁹で平均をとると50.4%であった一方で、我が国の教員については調査対象の国・地域の中で最低の32.8%を記録している。このことから、他国よりも周辺の業務の占める割合が大きいといえる。

周辺の業務については文部科学省(2015a)により、(ア)部活動、(イ)研修、(ウ)成績処理、(エ)事務作業、(オ)外部対応が教諭の負担感率²⁰の特に高い業務になっていることが明らかになった(図5)。以下では、これらの業務について、現場での実態を述べる。

¹⁹ 前述した「34の国・地域」と同様である。

²⁰ 負担感に係る設問に関して、「負担である」あるいは「どちらかと言えば負担である」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合(当該業務に「主担当として従事している」、「一部従事している」と回答した者のみ回答)。したがって、「負担感率が高い」とは「負担である」あるいは「どちらかと言えば負担である」と回答している割合が高いことを意味する。

図 5 教諭の業務に対する負担感率の状況²¹



(文部科学省(2015a)より筆者作成)

²¹ 図5のうち、「部活動の技術的な指導、各種大会(運動部・文化部)への引率等」、「関係機関への申請・登録、大会申込み」は部活動、「研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成」は研修、「成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成」、「学期末の成績・統計・評定処理」は成績処理、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」、「月末の統計処理や教育委員会への報告文書の作成」、「児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計」は事務作業、「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」、「PTA活動に関する業務」は外部対応に含まれる。

(ア)部活動

文部科学省(2017c)によると、我が国では、2017年3月に公示された「新学習指導要領」において、部活動は「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と定められている。

部活動の現状としては図5を参考にすると、「部活動の技術的な指導、各種大会(運動部、文化部)への引率等」、「関係機関への申請・登録、大会申し込み」に対する負担感率が中学校において高くなっていることがわかる。具体的には、活動日数の多さ、活動時間の長さが教諭の負担になっている。文部科学省(2017a)によると、現在中学校教諭の84.4%が部活動の顧問に従事している。そして、部活動の週活動日数については、5日活動している割合は19.4%、6日活動の割合は49.1%、7日活動の割合は15.1%であることが示された。また、小入羽(2011)²²では、教諭の業務負担と学校組織開発²³に関する分析により、「教員が持っている1日の勤務時間のうち、部活動に多くの時間をかけるために教科指導等の時間にかける時間が減少している」という結論を示している。そして、部活動指導の時間の増加が、教育業務に集中できなくなる要因だとしている。岸本ほか(2016)では、勝利至上主義により部活動の長時間化が生じると指摘している。

(イ)研修

教諭はその職務を遂行するために各ライフステージ²⁴において研修に参加する。それらは都道府県・市区町村教育委員会などが内容を策定している。国立教育政策研究所(2009)では、教諭の成長契機は、先輩や上司の指導、及び研修の2つの事柄によるところが大きいとしている。つまり、適度な研修の実施は教諭の指導能力を向上させるため、教育の「質」の担保・向上につながる。

しかしながら、現在我が国では研修の増加が問題視されている。社会経済生産性

²² 2006年の教員勤務実態調査をもとに全国の中学校の校長、教頭、教諭、講師、栄養教諭、養護教諭を調査している。

²³ 小入羽(2011)では、学校の自律性を確立する上で学校組織開発が重要であるとしており、具体的には経営スタッフの配置や学校評価・教員評価の実施、学校レベルでの参加システムの構築などが挙げられている。適材適所の人材活用を目指す「チーム学校」構想と似た方向性の改革であると考えられる。

²⁴ 人生における生活環境の段階を指す。

本部(2006)によると、校外で行われる会議や研修について、「校外での会議・研修は形式的なものが多く、参加する意義を見出せない」という声もあがっている。過度な研修は教諭の意欲を下げ、うえ、労働時間を増加させることから見直す必要があるといえる。

また、研修の事前・事後報告書の回答は時間を要するため、教諭の負担となっている。図5を参照すると、「研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成」の業務が負担感率の高い業務として示されている。具体的な事前・事後報告として教諭が教育委員会に提出しなければならない資料は以下の表に示されるように、種類や数が多く、目的が統一されていないことが考えられる(表2)。

表2 研修の事前・事後報告の提出書類の例

	提出書類の例
事前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導案 ・ 校外研修の記録 ・ 校内研修報告書 ・ 教育課題研究の報告書 ・ 生徒指導上の経験や学びの振り返り
事後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価表 ・ 指導報告書 ・ 研修指導記録簿 ・ 授業チェックシート ・ キャリア形成プラン ・ 授業実践レポート

(高知県教育委員会²⁵、石川県教員総合研修センター²⁶、
島根県教育センター²⁷、札幌市²⁸の各ホームページをもとに筆者作成)

また、愛知県総合教育センターに対して行った聞き取り調査において、研修における事前報告書と事後報告書の実態が明らかになった。以下ではそれについて示す(表3)。

²⁵ 高知県教育委員会「平成29年度 高知県公立小学校及び中学校並びに県立学校 若年教員研修の概要」

²⁶ 石川県教員総合研修センター「初任者研修課題」

²⁷ 島根県教育センター「初任者研修指導報告書」

²⁸ 札幌市「初任段階における研修指導記録簿」

表 3 事前・事後報告書の内容と目的

	内容	目的
研修前	事前報告書 (提出)	教育委員会による内容改善 教諭の意識喚起
研修後	事後報告書 (提出)	教育委員会による内容改善

(筆者作成)

(ウ)成績処理

図 5 を参照すると、成績処理業務に関しては、「成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成」、「学期末の成績・統計・評定処理」が負担感率の高い業務としてあげられた。一宮市(2015)では、「通知表(あゆみ)が手書きであること」が負担になる理由とされており、紙面での成績処理業務は労働時間増加の一因になっていることがわかる。

(エ)事務作業

教諭が携わっている事務作業としては、報告書の作成、アンケートの実施・集計、学校徴収金への対応などが挙げられる。図 5 を参照すると、「国や教育委員会からの調査やアンケートの対応」や「月末の統計処理や教育委員会への報告文書の作成」、「児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計」に対する負担感率が高い。

(オ)外部対応

教諭はいじめなどの問題や生徒指導に関して、保護者から寄せられる要求や苦情に対応する必要がある。そうした対応は、教諭にとって大きな負担となる。図 5 を参照すると、「保護者・地域からの苦情・要望等への対応」、「PTA 活動に関する業務」が負担感率の高い業務として示されることがわかる。また、市橋ほか(2008)

では、「現在多くの教員が、保護者との対応に大きなストレスを抱えており、対応の如何によっては長期化、複雑化し、管理職や教職員の心身の疲労や業務への支障を招き、多忙化の一つの要因となっていると考えられる。」と述べられている。

以上のように、周辺の業務は教諭の労働時間を増加させ、負担を大きくすることがわかる。その結果、教諭が教育業務に集中できなくなる環境が生じるため、このような現状の改善の喫緊性は高いといえる。

第3節 現行の取組み

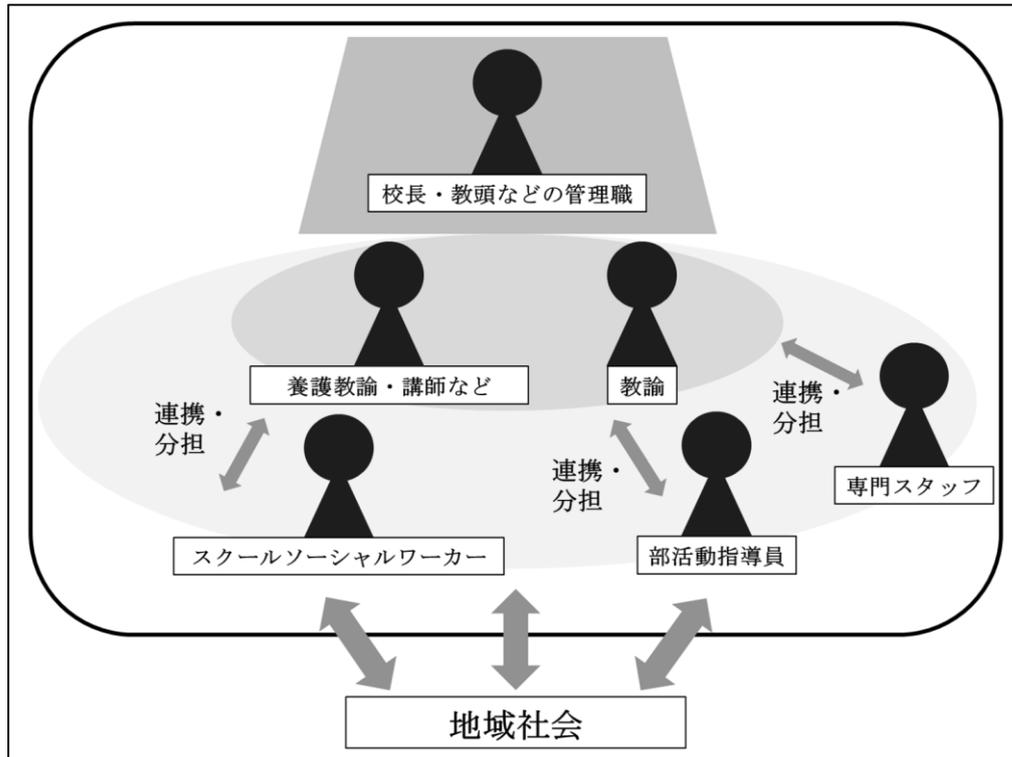
教諭が周辺の業務に従事する時間を削減するための取組みを、(1)文科省、及び(2)都道府県・市区町村教育委員会の2主体が行っている。それぞれについて、以下で説明する。

第1項 文科省の政策

文科省が実施し、今後取り組む予定の政策としては、「チーム学校」構想がある。文部科学省(2015b)によると、この政策は①「専門性に基づくチーム体制の構築」、②「学校のマネジメント機能の強化」、及び③「教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3視点から、学校のマネジメントモデルの検討を行い、教諭以外の人材を含めた集団的サポート体制の強化を達成するという構想である。周辺の業務削減に向けては、表1に示される各種教員、家庭や地域、及びスクールソーシャルワーカー²⁹などの専門スタッフや関係機関と連携しながら、教諭が教育活動に専念できる体制を整備する。以下ではそのイメージ図を示す(図6)。

²⁹ 文部科学省ホームページ「スクールソーシャルワーカー活用事業」によると、「教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する」人材であり、「問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく」ために配置されている。

図 6 「チーム学校」構想のイメージ図



(文部科学省(2015b)より筆者作成)

第2項 教育委員会による取組み

次に各教育委員会の取組みを確認していく。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」37条によると、市区町村立学校の教諭等の学校職員は「県費負担職員」に分類され、その任命権は都道府県に存在する。また、同法43条を確認すると、「市町村教育委員会は、県費負担教職員の服務を監督³⁰する」とあるように、服務監督責任は市区町村教育委員会にある。これらに基づき、各教育委員会により教諭の働き方の管理が行われる。

我々は、各都道府県及び市区町村教育委員会に対して全国的な聞き取り調査を行った(別添2)。その結果、取組みの度合いに差があることが明らかとなった(表4)。

³⁰ 服務とは、公務員たる地位に基づき、職務上又は職務外において公務員に課せられている規律に服する義務のことをいう。また、服務監督の意味について京都府教育委員会の資料を参考にすると、各市区町村教育委員会が県費負担職員について日常の服務の取り扱いや具体的な手続きを体系的に定めることとされている。

表 4 各都道府県教育委員会の周辺の業務削減に向けた取組みの実施状況^{3 1}

	A県	B県	C県	D県	E県	F県	G県
成績処理業務	×	×	×	×	○	×	×
校内の会議・打ち合わせ	×	×	○	×	○	○	○
校外の会議・打ち合わせ	×	○	○	×	○	○	○
部活動	○	×	○	○	○	×	×

(各教育委員会への聞き取り調査により筆者作成)

以下では、都道府県・及び市区町村教育委員会の取組みを整理する。小島(2016)^{3 2}によると、学校での改善事例の分類としては「分担・削除・効率化」に分けられる^{3 3}としている。具体的な取組みについては、全国都道府県教育長協議会第4部会(2017)をもとに以下のように示される(表5)。

表 5 全国的に教育委員会が行っている取組みの例

	具体的な取組み
分担	外部人材の活用 事務職員の定数増
削除	部活動活動日・時間の削減 教育委員会主催会議・研修の見直し
効率化	文書の電子化・校務支援システムの導入 外部対応マニュアルの作成

(小島(2016)・全国都道府県教育長協議会第4部会(2017)より筆者作成)

^{3 1} 聞き取り調査で政策の実施状況については把握することはできたものの、都道府県名の公開に関する了承は得られなかったため名前は非公開としている。なお表4は、○が取組みを実施していること、×が未実施であることを指す。

^{3 2} 業務別改善マニュアルで明らかになった全国の小中学校教諭の個別具体的調査をもとにしている。

^{3 3} 小島(2016)では「分担とは、業務にかかわる人数を多くし、1人当たりの業務を少なくするもので、効率とは、業務の取組みを工夫して、より短い時間で行うもの。削除とは、業務自体を止めたりすることである。」と述べられている。

次に、表5で示した(ア)分担、(イ)削除、(ウ)効率化のそれぞれの取組みについて、内容を説明する。なお、鉤括弧で示している業務は、文部科学省(2017a)で示された業務分類のうち、各取組みによって従事する時間の削減が期待される周辺の業務を指す。

(ア)分担

教諭の担当業務を代替、あるいは軽減する取組みを指す。

①外部人材の活用

学校現場に教職員以外の人材を雇い入れ、教諭の業務の一部を分担することを指す。教諭の業務を代替することが期待されており、役割ごとに分担する業務が異なる。

例として、外部指導者は部活動の顧問業務の代替を行う。また、外部指導者の中でも部活動指導員が注目されている。部活動指導員とは、文部科学省(2017c)で示されるように、学校職員の一員として新たに設置されるものである。従来の外部指導者とは異なり、部活動の顧問や引率業務を単独で行えるなど、責任範囲が明確化・拡大していることから、教諭の「部活動」の業務がさらに代替されることが期待されている。山口県宇部市教育委員会への聞き取り調査により、直近の政策動向として、文科省と都道府県教育委員会と市区町村教育委員会の間で、部活動指導員に関する財源を等しく負担するという議論が進んでいることも明らかになった。

また、「生徒指導」の業務を代替するスクールソーシャルワーカーの配置も進んでいる。

「チーム学校」構想の実現を目指し学校の組織化を図るうえで、外部人材との連携、業務の分担は今後より一層進むと考えられる。

②事務職員の定数増

教諭の「事務・報告書作成」の業務を代替することを目的とした、事務職員の増員、及び業務の分担を指す。今後、専門的な知識を活用した積極的な学校運営への

参画が期待されている。

(イ)削除

教諭が行う周辺の業務そのものを見直し、削除することを指す。

①部活動活動日・時間の削減

部活動活動日数の削減、朝練の廃止などの時間短縮についての教育委員会による一律の決定、通達を指す。一例として、兵庫県では、部活動の休養日を設ける「ノ一部活デー」という取組みを行っている。教諭が顧問業務を行う「部活動」の業務を削除する。

②教育委員会主催の会議や研修の見直し

教育委員会が主催し、教諭が参加する会議や研修そのものの削減、提出書類の簡素化及び削減を指す。「校務としての研修」、「会議・打ち合わせ(校外)」の業務を削除する。

徳島県教育委員会への聞き取り調査では、教育委員会が主催し、教諭が参加する会議については都道府県・市区町村の両レベルで見ても件数は少ないことが示された。文献調査でも教育委員会主催で教諭が参加する会議の詳細は見つからなかったため、本稿では教育委員会主催の研修に絞って見ていくものとする。

(ウ)効率化

教諭が周辺の業務をより円滑に行うための取組みを指す。

①文書の電子化・校務支援システムの導入

教育委員会が成績処理や通知表作成業務の様式を統一し、電子化して校務用パソ

コンに導入するシステムを指す。システムを導入している大阪市教育委員会に対して聞き取り調査を行い、取組みの実態について調査した。システムの活用により、生徒の個人情報が入力されるようになることで、入力部分が削減され、「成績処理」の業務が効率化される。また、グループウェア^{3 4}機能により、教諭と教育委員会との情報共有、及び学校から保護者への一斉通知が可能になるため、「保護者・PTA 対応」、「行政・関係団体対応」の業務の効率化につながることを示された。そのような効果のある校務支援システムであるが、北海道教育委員会によると、導入コストの高さに加えて、導入に向けた市区町村教育委員会の業務負担が大きいことが阻害要因として示唆された。具体的には、企業探しや教諭のシステムへの登録作業、及び学校現場のニーズの集約などの業務を市区町村教育委員会で行うことが負担であることが示された。

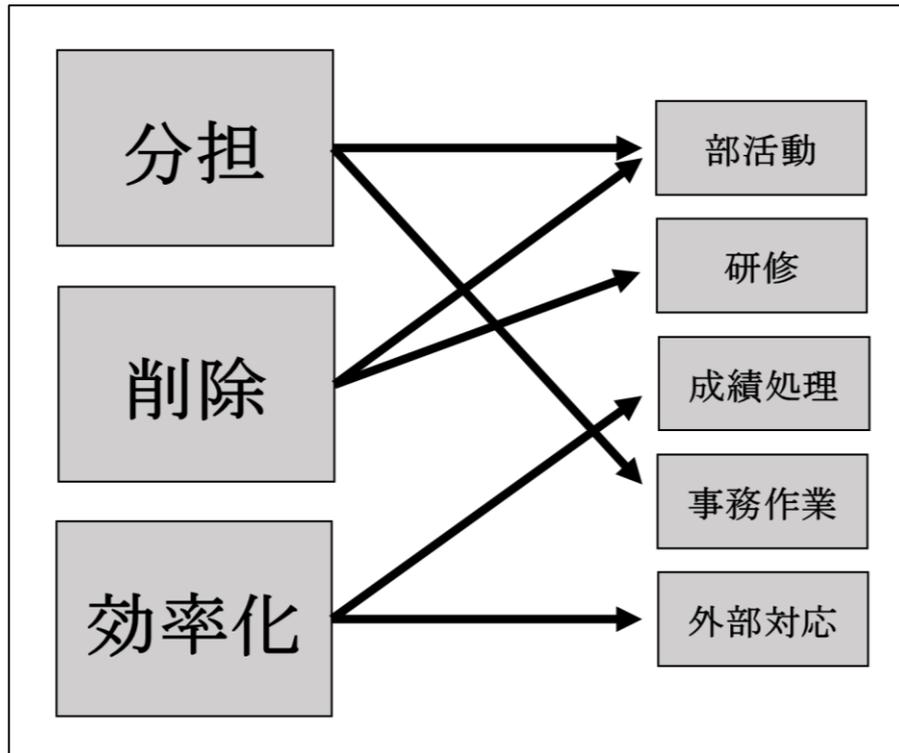
②外部対応マニュアルの作成

校外からの来訪者への対応のうち、主に保護者対応のノウハウをまとめた事例集を作成することを指す。慎重な対応が求められる「保護者・PTA 対応」の業務を効率化する。

2 節 2 項で挙げた周辺の業務と、以上で述べた教育委員会の取組みの関係をまとめると、以下のように示される(図 7)。

^{3 4} ネットワーク環境を利用して複数の人の間で情報共有ができる機能を指す。

図 7 周辺の業務とそれに従事する時間を削減する取組みとの関連



(筆者作成)

第4節 問題意識と本稿の方向性

第1項 問題意識・研究目的

現状として、教諭の役割への期待から、教諭の周辺の業務が多くなり、その結果として教諭の多忙化が生じていることが明らかになった。

前節で述べたように、文科省や各教育委員会は、本稿と同様に周辺の業務が教諭の負担になっていることを問題視し、現状の解決に取り組んでいることがわかる。しかしながら、現状の取組みの効果についての定量的な検証が不十分なままに取組みが行われている。我々の調査においても、これらの取組みを定量的に検証した文献は見つからなかった。これが、教諭が周辺の業務に従事する時間を削減する取組みの限界として挙げられる。

そこで、本稿では問題意識を「周辺の業務が多く、教諭が教育業務に集中できない

環境にあること」とする。また、現行の取組みの限界としてその効果が十分に検証されていないことを踏まえ、「教諭が周辺の業務に従事する時間を削減する取組みの効果検証を行うこと」を研究目的とする。

本稿では、問題意識を解決することにより、「教育の『質』の担保・向上体制の構築」を目指すこととする。

第2項 本稿の研究対象

表1において示されたように、教員の中でも職種によって業務内容が異なることから、教諭に着目することとした。しかしながら教諭は勤務している学校の種類ごとに業務内容や実態が異なるため、研究対象をさらに絞る必要があると考えた。そこで、以下の理由から研究対象を「①市区町村立の②中学校教諭」とする。

①市区町村立学校を対象とした理由

私立学校は適用法が違うことや、教育委員会の取組みの実施状況が不明であり、本稿における研究対象にすることは難しいと考えた。私学経営研究会(2011)において、私立学校については雇用形態や福利厚生が公立とは異なっていることが示されている。また県立・国立学校についても、入学に際して受験を課す教育システムが市区町村立学校と異なっていることから教諭の教育に対する意識に違いが生じており、教育業務などに違いが生じていることが考えられるため、研究対象から外すこととした。

②中学校教諭を対象とした理由

各教育課程における教諭の勤務内容は異なっていることから、それぞれ別個に検証をする必要がある。本稿の調査では高校教諭や大学の教員に関しては労働時間の現状を明らかにすることができなかつたため、研究対象から外した。また、文部科学省(2017a)を確認すると、小学校教諭に関しては過労死ラインを超えて働いている割合が3割程度である。一方、中学校教諭については6割程度と小学校教諭より

高い。よって、教育業務に集中できる環境を整備する喫緊性が最も高いのは中学校教諭であると考えた。

以上を踏まえ、本稿の研究対象を市区町村立の中学校教諭とする。

先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

教諭の労働時間に関する先行研究としては、教諭個人の労働時間に着目し、多忙化を引き起こす業務や、それを解消する取組みの効果を検証したものが存在する。その中でも本稿では、我が国の教諭に任される周知的業務が労働時間の増加につながっていることを定量的に検証したものの、及び学校現場で行われている労働時間削減に向けた取組みの効果を定量的に検証したものの2研究を取り上げる。

まず、先述の国立教育政策研究所(2014)で示された、OECDのTALIS2013年の調査を踏まえ、国際比較を通じて、我が国の教諭を含む教員にとって周知的業務が負担になっているかを定量分析した研究として、神林(2015)が挙げられる。この研究³⁵では、同調査のデータである教員³⁶の「週の労働時間」、及び「業務満足度」を被説明変数として、「週の授業時間」や「週の事務・書類作成時間」などの各種業務、及び「日本ダミー」と各種業務の交差項を作成したものを説明変数として採用した。それらを用いて、学校レベルの級内相関³⁷を加味した学校・教員という2層構造のマルチレベル分析³⁸を行っている³⁹。

結論としては、我が国の教員は勤務時間に占める授業の割合は低いが、多岐にわたる周知的業務⁴⁰から他国に比べて多忙なこと、具体的には校務分掌⁴¹に付随する業務

³⁵ 対象国は、調査対象国のうち日本、アメリカ合衆国、ポルトガル、ポーランド、韓国と調査には参加していないイングランドの計6個の国・地域である。

³⁶ TALIS2013をもとに全国の中学校の校長及び教頭を対象としている。

³⁷ 神林(2015)では、集団に所属する構成員の類似性を示す指標として示されている。

³⁸ 神林(2015)では、「通常の最小二乗法(OLS)を用いた回帰分析が想定する標本間の独立が成立せず」、「回答者が所属する学校ごとに級内相関(intraclass correlation)が存在する可能性が考えられる」ため、マルチレベル分析を用いて級内相関を考慮しつつ分析を行っている。

³⁹ 分析結果のうち、日本ダミーとの交差項が正に有意に効いたのは、「週の同僚との打ち合わせ時間」、「週の生徒指導・教育相談時間」、「週の学校運営に関する業務時間」、「週の事務・書類作成時間」、「週の課外活動時間」の5個の変数であった。

⁴⁰ 神林(2015)では「周知的職務」と記されている。

⁴¹ 学校業務の教職員間での分担を指す。

や事務処理への従事、課外活動⁴²や生徒指導への従事が多忙を規定する要因として無視できないということを示している。

次に、教員の労働時間削減に向けた学校現場での取組みの効果を検証したのとして、神林(2016)が挙げられる。この研究では、独自に23道県の小・中学校教員⁴³に対してアンケート調査を行って得られた個票データを用いている。被説明変数を週の労働時間とし、教員個人の家庭環境、及び学校現場で行われている⁴⁴教員の労働時間削減に向けた取組みを説明変数として、都道府県ごとの級内相関を考慮したマルチレベル分析によって各取組みの効果を検証している。

その結果、小学校に関しては労働時間を削減させるような取組みはなく、中学校に関しては校内会議の精選⁴⁵・会議時間の精選実施のみが労働時間を削減させる結果となった。そして、教諭の労働時間削減のためには、①「業務遂行上の工夫だけではなく、教員の行う業務の範囲と量を改めて見直す必要がある」こと、また②「管理職による業務偏重の防止」が有効であることが示唆された。

第2節 本稿の位置づけ

本稿では、以上2つの先行研究を参考とし、どのような取組みが中学校教諭の労働時間削減に効果があるかを明らかにするため、実証分析を行う。

先行研究の限界として、

- (1)「教諭の多忙化」との関連が考えられる要因について定量的に検証できていないこと
 - (2)各市区町村立中学校の服務監督主体である、市区町村教育委員会による取組みの効果を検証していないこと
- が挙げられる。

⁴² 神林(2015)では「部活動指導等の課外活動」と記されているが、部活動指導と同義である。

⁴³ 公立小中学校、高等学校、特別支援学校の教諭を対象にしている。

⁴⁴ これには教育委員会の関与は明記されておらず、学校独自の取組みである。

⁴⁵ ここでは「削減」と同様の語義で使用されている。

したがって、(1)の限界に対しては、豊中市教育委員会への聞き取り調査をもとに、教諭の労働時間増加に影響すると想定された「生徒の多様性」⁴⁶、及び文科省が進める「チーム学校」構想を踏まえ、「教諭以外の学校職員」⁴⁷を考慮して定量分析を行うことで対処する。そして(2)の限界に対しては、市区町村教育委員会の取組みの効果を検証し、教諭の労働時間削減に向けてどのような取組みが有効であるかを明らかにすることで対処する。

すなわち、本稿の新規性は「先行研究で考慮されていない、教諭の多忙化に影響があると考えられる生徒の多様性、教諭以外の学校職員という要因に関して定量的に検証を行うこと」、及び「各教育委員会による、教諭が周辺の業務に従事する時間を削減する取組みの効果を検証すること」の2点にあるといえる。本稿の分析及び政策提言は、各教育委員会を主体とした、教諭が周辺の業務に従事する時間を削減する取組みの効果的实施に寄与するといえる。

⁴⁶ 豊中市教育委員会への聞き取り調査の中で、教諭は生徒が学校に来なければ家に行くなど、生徒対応に時間を要するとの回答を得たため考慮することとした。分析の際に詳しく述べるが、具体的な変数としては、不登校生徒数、及び外国人生徒数を採用する。

⁴⁷ 分析の際に詳しく述べるが、具体的には、講師についての変数を採用する。

理論・分析

第1節 検証仮説

現状分析で述べたように、中学校教諭を対象にして、業務の分担・削除・効率化の各種取組みが各教育委員会により行われている。

したがって、本稿では「教諭が周辺の業務に従事する時間を削減する取組みが、市区町村立中学校教諭の労働時間の削減に影響を与えている」ことを検証仮説とし、以下で分析を行うこととする。

本稿では、これまでで述べた、教育委員会による、教諭が周辺の業務に従事する時間を削減する取組みのうち、聞き取り調査の結果から、「校務支援システムの導入」、「部活動活動日の削減」、「校外会議・研修の削減」、「部活動の外部指導者の配置」についての実施状況が明らかになったため、それらの効果について検証を行う。検証仮説は以下の通りである。

・仮説 1 「校務支援システムの導入」は中学校教諭の労働時間に対して負の影響を与える。

この取組みは、校務支援システムを校務用パソコンに導入して、教職員の成績処理業務、及び通知表や指導要録の作成業務の効率化を図るものである。また、グループウェア機能を導入し、保護者への連絡を一斉に行うことも可能である。校務支援システムは教諭の「成績処理」、「外部対応」の業務を効率化し、労働時間に負の影響を与えられらる。

- ・仮説 2「部活動活動日」は中学校教諭の労働時間に対して正の影響を与える。

部活動の活動日が多くなるほど、教諭の「部活動」の業務を増加させ、労働時間に正の影響を与えられられる。

- ・仮説 3「校外会議・研修の削減」は中学校教諭の労働時間に対して負の影響を与える。

この取組みは、主に教育委員会が主催して行う校外の会議・研修を教育委員会で削減するものである。教諭の「校務としての研修」、「会議・打ち合わせ」の業務を削減し、労働時間に負の影響を与えられられる。

- ・仮説 4「部活動の外部指導者の配置」は中学校教諭の労働時間に対して負の影響を与える。

この取組みは、市区町村教育委員会が独自に雇用している外部指導者が、週に数回部活動の指導を行うというものである。顧問業務を代替された教諭の「部活動」の業務が削減され、労働時間に負の影響を与えられられる。

第 2 節 分析の枠組み

上記の仮説を検証するため、本稿では愛知県の各市町村における 2 年分のデータを単年度のデータとみなして使用したプーリング重回帰分析⁴⁸を用いる。サンプル数は

⁴⁸ 本稿ではロバスト標準誤差を用いた推定を行った。また、多重共線性に関する検定も行ったところ、多重共線性は確認されなかった。

50⁴⁹である。

中学校教諭の労働時間削減に関する先行研究は、個人標本データを用いた分析を行い、教諭個人の特性や学校現場の取組みの影響を図ったものが存在する。しかしながら本稿では、愛知県の各市町村教育委員会が中心となって打ち出す取組みが、教諭が周知的業務に従事する時間に与える影響を検証するため、市町村別のデータを分析に使用する。モデルについては次節で詳述する。

また、各市町村教育委員会の取組みの実施状況を把握するため、各担当課に対し電話調査及びアンケート調査(別添 2)を行った。分析を行う対象は、この調査において回答を得られた 25 市町村⁵⁰である。

第3節 分析の概要

校務支援システム導入の有無、部活動活動日数、教育委員会が行う会議・研修の削減、部活動の外部指導者数が中学校教諭の労働時間に与える影響について分析する。各モデル式及び変数の定義は以下のように表される。ただし α は定数項、 β_i (i は 1 から 10 の自然数)は各変数において推定されるパラメータを指す。分析には 2014, 2015 年度の愛知県の 25 市町村のデータを用い、プーリング重回帰分析を行っている。なお、変数における「学校当たり」とは、市町村別の公立中学校数で除したことを示している。

モデル(1)は教諭の労働時間の決定要因に関する変数を入れて分析を行う。また、

⁴⁹ パネルデータを用いた固定効果モデル、変量効果モデル、及びプーリングモデルに関してモデル間の検定を行った。F 検定では固定効果モデルが、また Breusch-Pagan 検定では変量効果モデルが採択される結果となり、プーリングモデルはふさわしくないという結果となった。しかしながら、固定効果モデルでは時間不変の変数(この場合校務支援システム導入ダミー、会議・研修削減ダミーがそれに当てはまる)の効果を測ることができないことが限界として挙げられる。また、教育・労働分野の回帰分析を用いた研究における最小サンプルの基準として、都道府県別のクロスセクションデータを用いた研究が挙げられる(教育の論文では岩橋(2004)、労働の論文では今井(2001)など)。それらはサンプル数 50 程度であり、それ以下のサンプル数での研究については本稿の調査では見つけることができなかった。パネルデータ分析は一致性を目指した分析であるが、25 サンプル×2 年分では、一致性に必要な多くの標本というには不十分である。よって本稿では、先行研究のサンプル数を参考に、小さな標本でも不偏性により望ましい推定量を出す OLS であるプーリング重回帰分析を採用することとした。なお、パネルデータ分析の固定効果と類似させて、地域差を考慮した変数を含んだモデルでも分析を行っている。

⁵⁰ 具体的には、豊橋市、半田市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、新城市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、愛西市、弥富市、長久手市、蟹江市、東浦町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根町である。

(2)、(3)では地域差を確認するため、それぞれ「過疎ダミー」と「尾張ダミー」を入れた分析を行う。

・モデル式

モデル(1)

$$Y_i = \alpha + \beta_1 X_{1i} + \beta_2 X_{2i} + \beta_3 X_{3i} + \beta_4 X_{4i} + \beta_5 X_{5i} + \beta_6 X_{6i} + \beta_7 X_{7i} + \beta_8 X_{8i} + \varepsilon_i$$

モデル(2)

$$Y_i = \alpha + \beta_1 X_{1i} + \beta_2 X_{2i} + \beta_3 X_{3i} + \beta_4 X_{4i} + \beta_5 X_{5i} + \beta_6 X_{6i} + \beta_7 X_{7i} + \beta_8 X_{8i} + \beta_9 X_{9i} + \varepsilon_i$$

モデル(3)

$$Y_i = \alpha + \beta_1 X_{1i} + \beta_2 X_{2i} + \beta_3 X_{3i} + \beta_4 X_{4i} + \beta_5 X_{5i} + \beta_6 X_{6i} + \beta_7 X_{7i} + \beta_8 X_{8i} + \beta_{10} X_{10i} + \varepsilon_i$$

{i=1~50}

・変数

Y_i : 調査対象校当たり月 80 時間以上残業した教員数

α : 定数項

X_1 : 校務支援システム導入ダミー

X_2 : 部活動活動日数

X_3 : 会議・研修削減ダミー

X_4 : 部活動の外部指導者数

X_5 : 学校当たり合計講師数

X_6 : 学校当たり不登校生徒数

X_7 : 学校当たり 10 歳以上 14 歳以下外国人数

X_8 : 本務教諭当たり生徒数

X_9 : 過疎ダミー

X_{10} : 尾張ダミー

ε_i : 誤差項

第4節 変数選択^{5 1}

被説明変数として、愛知県の「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」が会議資料として発表した「在校時間調査結果」を用い、愛知県の市町村別に、調査対象校当たり月 80 時間以上残業した教員数を算出して使用した。労働時間が削減されることで、この人数が減少する。

また、前述の検証仮説を踏まえ、説明変数には 4 つの市町村教育委員会による取組みに関する変数と、その他の要因を考慮するための変数(以下、コントロール変数とする)を採用した。変数の出所については、以下にまとめている(表 6)。

なお、政策変数については、愛知県の各市町村教育委員会を対象とした本稿独自のアンケート結果を踏まえて変数として採用した。

(1) 被説明変数

- Y_i : 調査対象校当たり月 80 時間以上残業した教員数

被説明変数には 2014、2015 年度^{5 2}の調査のデータを用い、愛知県の市町村別の中学校教員について「調査対象校当たり月 80 時間以上残業した教員数」を導出し、採用する。

^{5 1} なお本稿では、現行の取組みで述べた事務職員・スクールソーシャルワーカー・外部対応マニュアルに関する変数を採択することができなかった。事務職員については、文部科学省(2015c)を参考にすると、現行制度では、事務職員が担当する事務は総務・財務などに関する事務などであり、一方で教諭が行う事務は児童生徒への指導事務であるとしている。ここから、事務職員の事務と教諭の事務は現状異なっているため、業務の代替は進んでいないと考えられることから、本稿では現時点で変数を入れ、分析により考慮を行う必要がないと考えた。また、スクールソーシャルワーカー・外部対応マニュアルに関する取組みの情報は聞き取り調査の中では得ることができなかった。

^{5 2} 両年度ともに 11 月の集計である。

(2) 説明変数

〈市町村教育委員会の取組みに関する変数〉

・ X_1 : 校務支援システムダミー

市町村教育委員会が学校現場に校務支援システムを導入した際に 1 を取り、していない場合は 0 を取る変数である。「成績処理」、「外部対応」などの業務の効率化に影響すると考えられる。予想される係数の符号は負である。

・ X_2 : 部活動活動日数

部活動活動日が調査対象の 2014、2015 年度の 11 月に何日あったかを示す変数である。市町村教育委員会が、ノー部活デー実施に向けて各学校に通達をしている場合は最大 30 日からその日数分を引き、取組みを行っていない場合は月の日数である 30 をとる。活動日が増えるほど、教諭の「部活動」の業務が増加すると考えられる。予想される係数の符号は正である。

・ X_3 : 会議・研修削減ダミー

教育委員会が主催となり開催する会議や研修に関して、数を見直し、削減を行っている場合と答えた場合は 1 を取り、そうでない場合は 0 を取る変数である。教育委員会による積極的な会議・研修の削減により、教諭の「校務としての研修」が削除されると考えられる。予想される係数の符号は負である。

・ X_4 : 部活動の外部指導者数

市町村教育委員会が採用し、市町村内の中学校に週に数回赴き、専門的な部活動指導を行う人材の人数である。教諭の顧問業務が代替され、「部活動」の業務が分担さ

れると考えられる。予想される係数の符号は負である。

〈コントロール変数〉

以下の変数における「学校当たり」とは、市町村内の公立中学校数で変数を除することにより、市町村規模に関して重み付けを行っていることを示している。

・ X_5 : 学校当たり合計^{5 3}講師数

表 1 で示したように、「チーム学校」構想で示した各種教員のうち、教諭の教育業務を分担する講師についての変数である。講師の数が増加すると、教諭の教育業務が分担され、教諭の「授業」などの教育業務が減少すると考えられる。予想される係数の符号は負である。

・ X_6 : 学校当たり不登校生徒数

不登校生徒数が増加すると、家庭へ赴くなど、教諭が通常の生徒対応とは異なる対応をする必要があることから、「生徒指導(個別)」の業務に費やす時間が増加すると考えられる。予想される変数の符号は正である。

・ X_7 : 学校当たり 10 歳以上 14 歳以下外国人数

学校当たり外国人生徒数の代替変数^{5 4}として採用した。日本語指導などの必要性からより手厚い対応が必要なため、「生徒指導(個別)」の業務に費やす時間が増加すると考えられる。予想される変数の符号は正である。

^{5 3} 本職として職に就く「本務」と、副業として職に就く「兼務」が存在する。

^{5 4} 中学生の年齢は 13 歳以上 15 歳以下であるものの、参考にした総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」では 10 歳以上 14 歳以下、15 歳以上 19 歳以下の階級でのみ公開がなされていた。そして本稿では 10 歳以上 14 歳以下が年齢層として最も妥当であると考え採用した。

・ X_8 : 本務教諭当たり生徒数

各市区町村における学校規模を考慮するための変数である。教諭一人が担当する生徒数が増加すると、「生徒指導(個別)」などの業務に費やす時間が増加すると考えられる。予想される係数の符号は正である。

・ X_9 : 過疎ダミー

モデル 2 において地域差を考慮するための変数である。総務省ホームページ⁵⁵を参考にすると、愛知県の過疎市町村は設楽町・東栄町・豊根村の 3 町村である。これら 3 町村については 1 を取り、それ以外の市町村では 0 を取る。

・ X_{10} : 尾張ダミー

モデル 3 において地域差を考慮するための変数である。愛知県ホームページ⁵⁶を参考にすると、愛知県は尾張地方と三河地方の 2 地方に区分されると示されており、地域区分を考慮するために採用した。尾張地方の市町村⁵⁷では 1 を取り、三河地方の市町村では 0 を取る。

⁵⁵ 総務省「過疎地域市町村等一覧(平成 29 年 4 月 1 日)」

⁵⁶ 愛知県「県内の市町村」

⁵⁷ 分析対象の市区町村のうち尾張地方に該当するのは、犬山市、尾張旭市、岩倉市、長久手市、愛西市、弥富市、蟹江町、半田市、常滑市、大府市、東浦町、武豊町である。

表 6 変数の出所

変数名	出典
調査対象校当たり 月80時間以上残業した教員数	愛知県 教員の多忙化解消プロジェクトチーム(第1回) 参考資料3「在校時間調査結果」より作成
校務支援システム導入ダミー	愛知県の各市町村教育委員会へのアンケート調査結果より作成
部活動活動日数	
会議・研修削減ダミー	
部活動の外部指導者数	
学校当たり合計講師数	文部科学省「学校基本調査」より作成
学校当たり不登校生徒数	愛知県 学校基本調査結果「理由別長期欠席生徒数」、 文部科学省「学校基本調査」より作成
学校当たり 10歳以上14歳以下外国人数	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、 文部科学省「学校基本調査」より作成
本務教諭当たり生徒数	文部科学省「学校基本調査」より作成
過疎ダミー	総務省「過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1日)」より作成
尾張ダミー	愛知県ホームページ「県内の市町村」より作成

(筆者作成)

なお、統計調査の年度については総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」⁵⁸に関しては2015、2016年度の調査を、それ以外は2014、2015年の調査を使用している。

変数の基本統計量は以下の通りである(表7)。

表 7 変数の基本統計量

変数名	平均	標準偏差	最小	最大	標本数
調査対象校当たり 月80時間以上残業した教員数	13.836	7.7781	4	30	50
校務支援システム導入ダミー	0.36	0.4849	0	1	50
部活動活動日数	29.44	2.0016	21	30	50
会議・研修削減ダミー	0.34	0.4785	0	1	50
部活動の外部指導者数	3.42	9.4093	0	37	50
学校当たり合計講師数	5.4028	1.8922	2	10.5	50
学校当たり不登校生徒数	15.216	8.5213	0	34.5	50
学校当たり 10歳以上14歳以下外国人数	18.135	17.915	0	70	50
本務教諭当たり生徒数	17.248	4.6757	2.615	22.44	50
過疎ダミー	0.12	0.3283	0	1	50
尾張ダミー	0.48	0.5047	0	1	50

数値が有限でないものは小数点第4位まで示し、それ以下は四捨五入している。

(筆者作成)

⁵⁸ 1月1日時点での集計。

推定結果は以下の通りである(表 8)。

表 8 推定結果

分析モデル プーリング重回帰分析	(1)		(2)		(3)	
	調査対象校当たり月80時間以上残業した教員数					
校務支援システム導入ダミー	-3.266 (0.997)	***	-3.348 (1.132)	***	-3.257 (0.965)	***
部活動活動日数	0.379 (0.189)	*	0.373 (0.191)	*	0.394 (0.162)	**
会議・研修削減ダミー	-2.53 (1.111)	**	-2.623 (1.162)	**	-2.548 (1.095)	**
部活動の外部指導者数	-0.133 (0.0773)	*	-0.132 (0.0785)	*	-0.138 (0.0803)	*
学校当たり合計講師数	0.123 (0.410)		0.158 (0.449)		0.201 (0.398)	
学校当たり不登校生徒数	-0.128 (0.120)		-0.129 (0.123)		-0.0876 (0.118)	
学校当たり 10歳以上14歳以下外国人数	0.347 (0.0428)	***	0.344 (0.0457)	***	0.32 (0.0495)	***
本務教諭当たり生徒数	0.365 (0.216)	*	0.300 (0.388)		0.405 (0.229)	*
過疎ダミー			-1.050 (4.721)			
尾張ダミー					-1.316 (1.263)	
定数項	-6.165 (6.141)		-4.769 (9.046)		-7.151 (5.723)	
標本数	50		50		50	
R-squared	0.802		0.803		0.806	
Robust standard errors in parentheses						
*, **, *** はそれぞれ有意水準10%、5%、1%で帰無仮説を棄却し、統計的に有意であることを示す。						

(筆者作成)

第5節 結果の解釈

以下では、検証仮説を踏まえ、政策変数及びコントロール変数に関して、分析結果の解釈を行う。なお、各係数の符号はどのモデルでも同じであり、有意性がモデル間で異なる結果となった変数は本務教諭当たり生徒数のみであった。

〈市町村教育委員会の取組みに関する変数〉

仮説 1 の校務支援システムに関しては、各モデルで負に有意な結果となり仮説が支持された。教諭がシステムを活用し、より効率的に「成績処理」、「外部対応」の業務を行った結果、労働時間の減少に結びついたと考えられる。

仮説 2 の部活動活動日数に関しては、各モデルで正に有意な結果となり仮説が支持された。部活動の活動日を教育委員会が主体となって削減した結果、教諭の在校時間や「部活動」の業務が削減され、労働時間の減少に結びついたと考えられる。

仮説 3 の校外会議・研修の削減に関しては、各モデルで負に有意な結果となり仮説が支持された。教育委員会による会議・研修の積極的な削減は、教諭の「校務としての研修」、「会議・打ち合わせ」の業務を削減させ、労働時間の減少につながったと考えられる。

仮説 4 の部活動の外部指導者に関しては、各モデルで負に有意な結果となり仮説が支持された。部活動の外部指導者による指導が行われることにより、教諭が「部活動」の業務をする時間が短くなり、労働時間の減少につながったと考えられる。

〈コントロール変数〉

学校当たり合計講師数については、有意な結果とはならなかった。講師には教諭が行う授業を代替する役目を想定していたものの、そのような代替が想定よりも行われていないことが原因として考えられる。

学校当たり不登校生徒数については、有意な結果とはならなかった。文部科学省ホームページ⁵⁹の記述を参考にすると、各学校現場では「児童生徒に対する相談・助言」を行うスクールカウンセラーが配置されている。政策の実施状況を調べる際に行った愛知県の各市町村教育委員会に対する聞き取り調査の中でも、現在、県の事業として

⁵⁹ 文部科学省「2 スクールカウンセラーについて」

各学校現場にスクールカウンセラーの配置が進んでいることが明らかになった。ここから、教諭の「生徒指導(個別)」の業務が分担されていることが原因として考えられる。

学校当たり 10 歳以上 14 歳以下外国人数については正に有意な結果となり、予想通りであった。古川(2017)では学級で行われる活動や日本語の個別の学習指導に関して困難を感じている場面があるとしており、教諭による外国人生徒の対応がうまく行われていないことがあるため、費やす時間が増加していることが原因として挙げられる。

本務教諭当たり生徒数については、モデル(1)と(3)では予想通り正に有意であり、モデル(2)では係数の符号は正であるものの有意な結果とはならなかった。教諭 1 人が対応する生徒数が増加するほど、成績処理や生徒指導など、各種業務が増加することが原因として考えられる。

地域差を考慮した過疎ダミー、及び尾張ダミーについては有意な結果とはならなかったため、地域差については確認できなかった。またこれらを入れたモデル(2)、(3)は、元のモデル(1)と比べて、他の変数の推定結果との差が生じていないことから各変数の影響に関して地域差は存在しないものと考えられる。

政策提言

第1節 政策提言の方向性

本稿では、愛知県の市町村別の中学校教員について「調査対象校当たり月 80 時間以上残業した教員数」を導出し、プーリング重回帰分析を行った。それにより、中学校教諭が周辺の業務に従事する時間を削減する現行の取組みの効果を検証した。

その結果、効果がある取組みとして、

1. 校務支援システムの導入
2. 部活動活動日の削減
3. 部活動の外部指導者の配置
4. 教育委員会主催の会議・研修の削減

があり、これらの推進により中学校教諭が周辺の業務に従事する時間が削減され、労働時間が減少することがわかった。この結果を踏まえ、中学校教諭の労働環境を改善し、本稿の目指す「教育の『質』の担保・向上体制の構築」を達成するため、以下の3つの政策提言を行う。

- I. 校務支援システムの導入促進
- II. 部活動改革の推進
- III. 研修の見直し

次節では、これら3つの政策提言について、その効果や実現可能性に触れながら詳述する。

第2節 政策提言

第1項 校務支援システムの導入促進

分析から、校務支援システムを導入することにより、教諭の業務のうち「成績処理」及び「外部対応」が効率化されることが示され、労働時間の削減を実現できることが明らかになった。これを踏まえ、校務支援システムの導入促進に向けた提言を行う。

以下の提言 I-i では、都道府県及び市区町村の各教育委員会の役割分担の明確化を提言する。また、提言 I-ii では行政の情報機関との連携を提言する。これらの提言は、聞き取り調査により明らかになった校務支援システム導入の阻害要因を排除し、システム導入の促進を図るためのものである。

【政策提言 I-i 都道府県・市区町村教育委員会の役割分担の明確化】

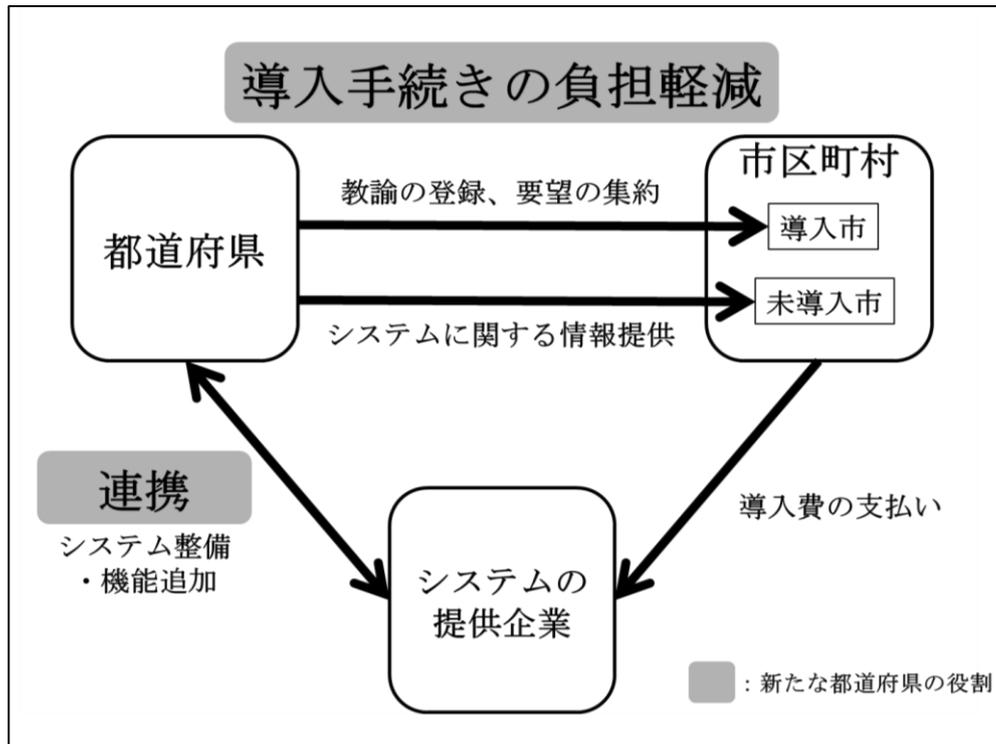
提言対象：都道府県教育委員会・市区町村教育委員会

● 概要

各市区町村立中学校に校務支援システムを拡充していくために、都道府県教育委員会と市区町村教育委員会が役割分担を意識しつつ連携を図ることを提言する。

具体的には、都道府県教育委員会が企業との連携や教諭のシステムへの登録作業、学校現場のニーズの集約、システムの改善及び未導入の市区町村教育委員会への情報提供を担うことを提言する。そして、市区町村教育委員会に対してはシステムの購入にかかる財政負担のみを課すこととする。提言のイメージ図は以下の通りである(図8)。

図 8 提言 I-i のイメージ図



(筆者作成)

- 打ち出す理由と期待される効果

北海道教育委員会に対して実施した聞き取り調査によると、校務支援システムの導入の際に、システムの提供企業との連携、システムへの教諭の情報の登録、及び学校現場のニーズを集約しシステムを改善することなどの業務を全て市区町村教育委員会に任せるには負担が大きいことが明らかとなった。

そこで、都道府県教育委員会に市区町村教育委員会の役割を一部委譲することにより、コスト面以外の阻害要因が解消されるため、システムの導入が促進されると考えられる。

- 実現可能性

北海道教育委員会によると、市区町村立中学校の教諭の任命権は都道府県教育委員会にあり、教諭の情報などは都道府県教育委員会が有していることから、システムへ

の教諭の情報登録は都道府県教育委員会が一括で行った方が効率的であることが示された。また、企業としても、システム整備に関する連携を各市区町村教育委員会と個別に行うのではなく、都道府県教育委員会のみで行う方が効率的であることが明らかになった。以上からも、都道府県教育委員会による一括の運営は効率的に行われると考えられることから、実現可能性が高いと考えられる。

【政策提言 I - ii 行政の情報管理部門との連携】

提言対象：都道府県教育委員会

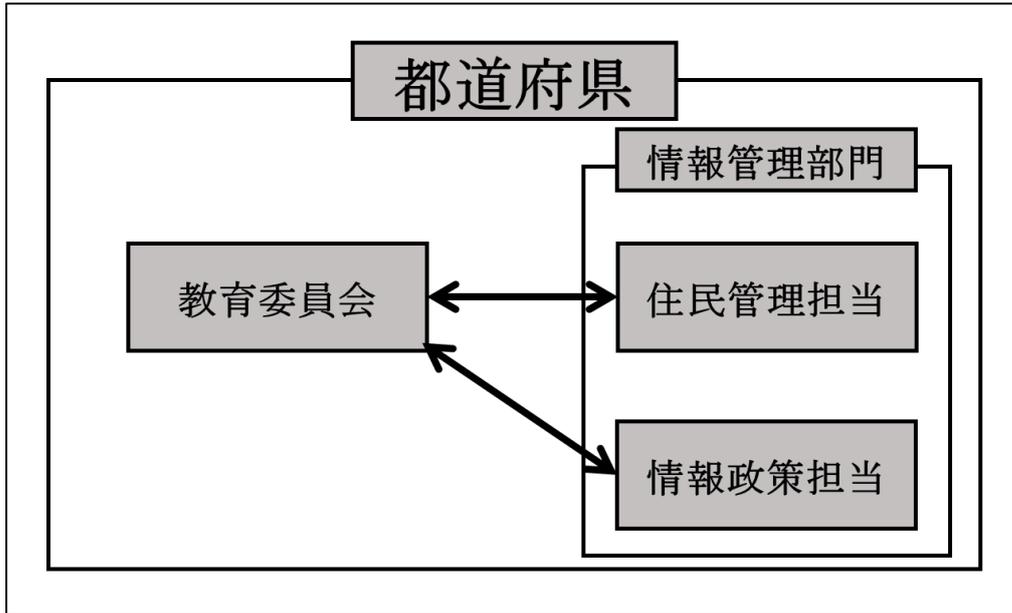
● 概要

校務支援システムを民間企業と連携して導入・管理していくためには、システムについての最低限の技術的な知識が必要である。しかしながら教育委員会内に知識を有する担当者がいない可能性があるため、都道府県庁内の情報管理部門と積極的に連携する⁶⁰ことを提言する(図9)。

提言 I - i において、システムに係る包括的な支援を行うのは都道府県教育委員会であるべきと示したため、本提言の対象としては都道府県教育委員会が最適である。

⁶⁰ 連携方法としては定例会・人事異動などを想定している。

図 9 提言 I-ii のイメージ図



(筆者作成)

- 打ち出す理由と期待される効果

大阪市教育委員会に対して行った聞き取り調査によると、システムの導入には教育委員会内で技術的知識を蓄え、システム提供を行う民間企業との連携に備える必要があることが明らかになった。しかしながら、新たにシステムの導入を検討している教育委員会においては技術的な知識やノウハウが乏しい可能性も示された。そこで、各都道府県庁内の情報管理部門と連携することにより、そのような技術的な課題を解消することが可能になる。

- 実現可能性

大阪市教育委員会への聞き取り調査の中で、新たに民間の情報コンサルなどを公費で雇い、知識を共有することも対策の1つとして挙げられた。しかし北海道教育委員会によると、名称や目的に地域差はあるが、各都道府県庁内には情報政策担当や住民管理担当などの情報管理部門が存在していることが示された。そして、そういった部門と連携することにより、新規コスト無しで知識やノウハウを得ることができるとい

うことも示唆された。ここから、本提言の実現可能性は高いといえる。

第2項 部活動改革の推進

本稿の分析では、部活動活動日の削減、及び部活動の外部指導者の配置が労働時間の削減に有意な結果であることが示された。これを踏まえ、現状の部活動指導における教諭の負担を減らすための提言を行う。

提言Ⅱ-i では部活動活動日の削減を進めるため、学校現場の教諭及び保護者への理解を促進することを提言する。また、提言Ⅱ-ii では部活動指導員となる人材と学校のマッチング促進に関する提言である。

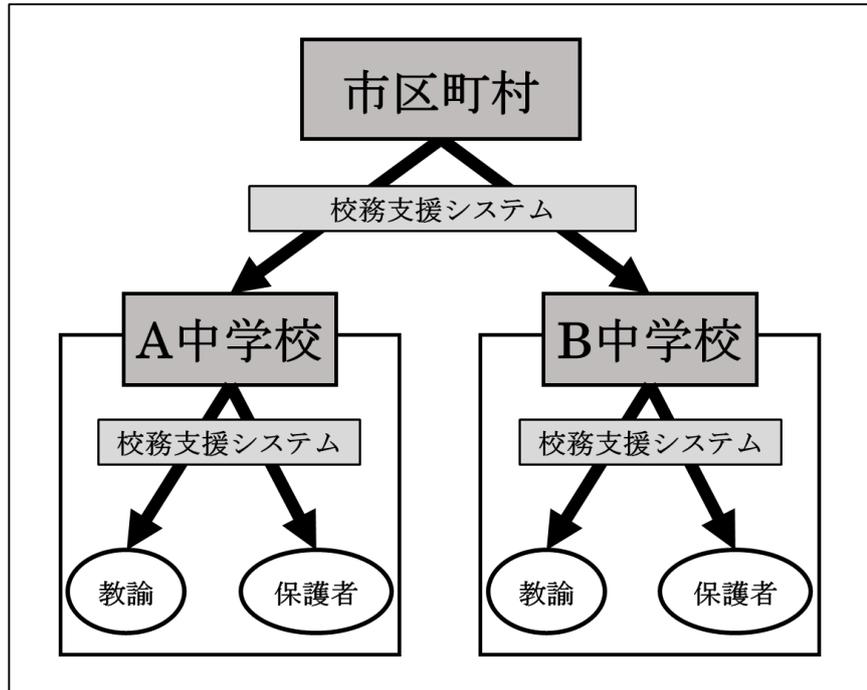
【政策提言Ⅱ-i ノー部活デー導入に向けた学校現場の理解の促進】

提言対象：市区町村教育委員会

● 概要

部活動の活動日削減に関して教諭及び保護者の理解促進を図るため、活動日削減の効果を簡潔に説明した資料を作成し、配布することを提言する。なお、配布資料は市区町村教育委員会が作成し、提言Ⅰで述べた校務支援システムを活用することにより、学校や学校現場の教諭、保護者に円滑に行き渡ると考えられる。以下で本提言の流れについて示す(図10)。

図 10 提言Ⅱ-i における資料の配布の流れ



(筆者作成)

教諭に対しては①生徒の十分な休養が技術の向上につながることを、また②部活動は本来的に教育活動の一環であり、勝利至上主義のみを尊重するような指導を行わないよう注意することを伝える。そして保護者には教諭と同様に、①生徒の十分な休息が技術の向上につながることを、また②教諭についても負担が大きく、部活動活動日の削減には保護者の理解が必要であることを伝える。配布資料のイメージ図を以下で示す(図 11)。

図 11 ノー部活デーの理解促進に向けた配布資料のイメージ図

ノ一部活デーの導入に向けて

中学校の先生・保護者の皆さま

このたび、〇〇市教育委員会では、各校に「ノー部活デー」を導入することを決定しました。概要は以下の通りです。

- ・毎週月曜日をノー部活デーとし、部活動を行わない。
- ・土日等の休日についても、最低月2回のノー部活デーを設ける。

☆強くなる！

休息日を設けることで子供たちがリフレッシュでき、集中力が高まります。そのことで、質の高い練習が可能となり、部活動の技術向上に結びつきます。

☆教育としての部活動

毎日熱心に指導することも大切なことです。しかしながら、部活動は教育活動の一環であることから、生徒への行き過ぎた指導が行われることはあってはいけません。大会の成果だけではない、部活動により得られる社会性や自立性などの教育的意義に注目することが重要です。

☆制度の導入にご協力をお願いします

子供も先生も、だれもが安心・安全に練習を楽しめる環境づくりが求められています。ノー部活デーの導入により、学校の先生の忙しさが軽減されるため、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



(筆者作成)

- 打ち出す理由と期待される効果

教諭が部活動の削減に反対する理由の1つとして、より良い成績を残すことを第1に捉えるため、活動日の削減が技術の向上を妨げると考えることが挙げられる。岸本ほか(2016)でも勝利至上主義という言葉を使って示されているように、教諭の結果へ

のこだわりが強い。兵庫県教育委員会⁶¹に対して聞き取り調査を行ったところ、このような教諭の意識が活動日削減に対する反発を生む場合があるという回答が得られた。そこで、兵庫県教育委員会が2013年に出した資料「いきいき運動部活動」を参考に、十分な休息の効果を示し、学習指導要領改正を受けて明確になった部活動の位置づけを現場の教諭にも意識させる。そうして、勝利至上主義からの脱却を図ることで、生徒と教諭双方にとって望ましい部活動が実現できる。

兵庫県教育委員会に行った聞き取り調査では、保護者に関しては子供が早く家に帰っても困るということから、活動日削減に反対する可能性があることが明らかになった。そこで2015年の加古川市陵南中学校の学校だよりを参照しつつ、保護者に対して十分な休息の重要性、及び教諭の負担を伝えるための資料を作成し、働きかけを行うことで保護者の意識を変えることが期待される。

上記のように教諭と保護者の理解を図ることにより、制度の趣旨通りに生徒と教諭が休養を取れるようになる。その結果、教諭の労働時間の削減が達成される。さらに生徒にとっても、家庭学習の時間の確保や積極的休息による怪我の防止といった効果が得られる。

● 実現可能性

兵庫県教育委員会への聞き取り調査の中で、部活動における積極的休息が試合での成果につながるかどうかについて、スポーツ庁がアンケート調査を全国的に実施している最中であることが明らかになった。今後、そのような調査結果を活用し、実証的な効果を示して理解の促進を図ろうとする政策動向は、本稿の政策提言と一致しており、実現可能性は高いと考えられる。また、校務支援システムを活用することで教諭及び保護者への資料送付が容易になることから実現可能性がさらに高まると考えられる。

⁶¹ 平日に週1日、休日には月2日のノー部活デーを設定し県内各市区町村教育委員会に対し通達を行うことによって学校現場への浸透を図っている。

【政策提言Ⅱ-ii 部活動指導員の学校へのマッチング促進】

提言対象：市区町村教育委員会

● 概要

部活動指導員^{6 2}の学校現場へのマッチングに向けて、公益財団法人日本体育協会^{6 3}と連携を図ることを提言する。本提言においては各市区町村立中学校、市区町村教育委員会、日本体育協会及び公認スポーツ指導者^{6 4}の4主体が役割を担うものとしており、以下ではその具体的な内容について3段階に分けて述べる。

①市区町村教育委員会による中学校の意見の集約

市区町村教育委員会が、各市区町村立中学校との連携を図り、どの運動部の指導員が必要とされているかに関して意見を集約する。

②市区町村教育委員会がまとめた意見、及び雇用体系の日本体育協会への発信

①で集約した各中学校の意見に加えて、市区町村教育委員会が定めた部活動指導員の雇用体系^{6 5}に関する情報を日本体育協会へ発信する。

③日本体育協会から公認スポーツ指導者への発信

②で市区町村教育委員会から発信された情報を受けて、協会が公認スポーツ指導

^{6 2} 本稿の調査では、文化系の部活動に関する調査が見つからず、その実態を明らかにできなかった。よって本提言については運動部を対象とし、文化系の部活動に関しては今後の動向を注視していく必要がある。

^{6 3} 日本体育協会とは、「『21世紀の国民スポーツ推進方策（スポーツ推進2013）』を策定し、国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通して、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献していくという『スポーツ立国の実現』を目指し」た公益財団法人である（日本体育協会ホームページ「会長あいさつ」より）。

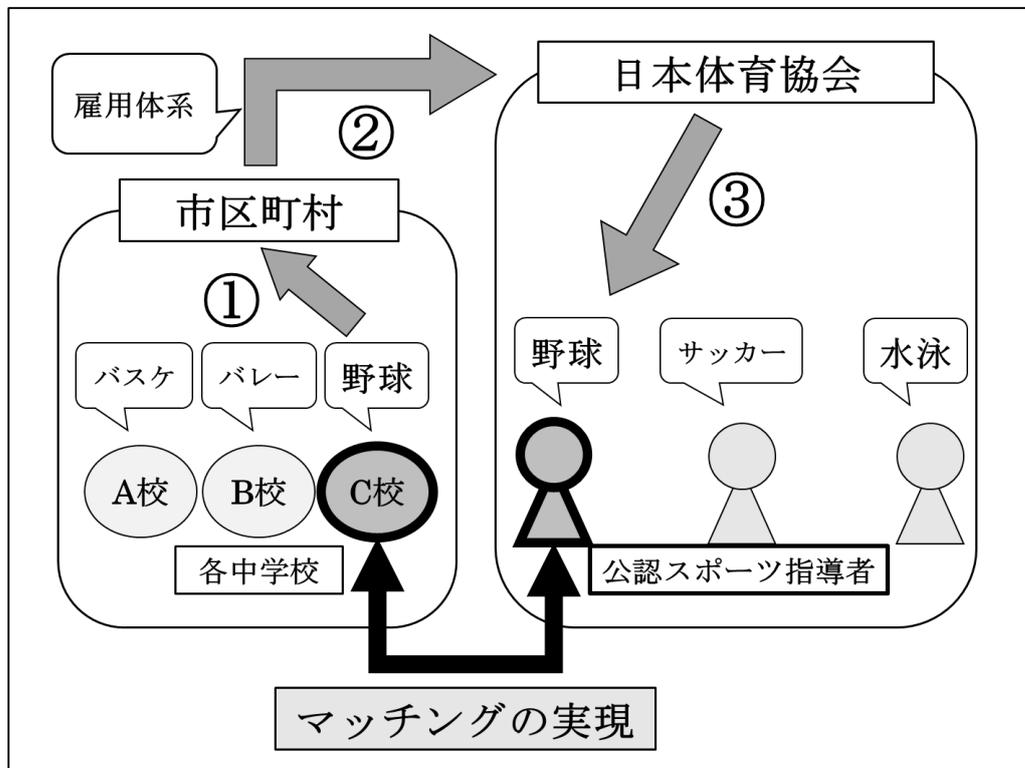
^{6 4} 日本体育協会に情報を登録し、協会公認の資格を持つスポーツ指導者を指す。

^{6 5} 担当する部活を学校からの要望をもとに、勤務日・時間・給与・場所（どの中学校課）・部活動指導員として行う研修の内容などを市区町村教育委員会が策定し、発信するものとする。

者のうち、その周辺地域に住んでおり、学校現場が求める人材に対して連絡を行う。指導者がそれを確認し、希望する条件と一致すれば人材のマッチングが達成される。

以上の3段階で構成される各主体の連携により、公認スポーツ指導者が学校現場に適切に配置され、中学校教諭の部活動指導の業務の分担につながる。本提言のイメージ図は下の通りである(図12)。

図12 提言II-iiのイメージ図



(筆者作成)

● 打ち出す理由と期待される効果

本提言を打ち出す理由は、部活動指導員の人材確保の必要性が挙げられたこと、また公認スポーツ指導者がその人材としてふさわしいと考えたことである。部活動指導員の制度導入を行っている山口県宇部市教育委員会に対して行った聞き取り調査によ

ると、同市教育委員会が部活動指導員の人材確保に対する漠然とした不安を感じていることが明らかになった。また、公認スポーツ指導者は各競技の専門性が高く、日本体育協会より指導者として公認されているため部活動指導員としてふさわしいと考えられる。

本提言による効果は、公認スポーツ指導者という人材が各主体の連携によって学校現場に適切に配置され、人材の確保につながることである。

また、現状分析で述べたように、部活動指導員は従来の外部指導者とは異なり、部活動の顧問や引率業務を単独で行えるなど、責任範囲が明確化・拡大している。ここから、教諭の「部活動」の業務がさらに代替されることが期待されるため、本提言は公認スポーツ指導者を部活動指導員として採用することを念頭に置いた提言としている。

● 実現可能性

まず、概要で触れた3段階に分けて、政策の実現可能性を論じていく。

①市区町村教育委員会による中学校の意見の集約

市区町村教育委員会は市区町村立中学校の服務監督主体として、各中学校と適宜連絡を取り合っており、その実態把握に努めている。よって、意見の集約の実現可能性は高いと考えられる。

②市区町村教育委員会がまとめた意見、及び雇用体系の日本体育協会への発信

日本体育協会(2014)において、協会が「外部指導者活用の方策として、学校運動部活動と本会公認スポーツ指導者のマッチングシステム」を開発するとしており、協会が本提言で述べた役割を果たす可能性は高いと考えられる。また、市区町村教育委員会による雇用体系の策定・提示は、宇部市教育委員会を例として実現されているため、それを参考にすることで実現可能性は高まると考えられる。

③日本体育協会から公認スポーツ指導者への発信

現在、公認スポーツ指導者はその資格を得るために日本体育協会に会員登録を行う必要がある。日本体育協会ホームページでは、指導者用のマイページを作成しているため、それらを活用することで各指導者に向けた情報の発信が円滑に進むと考えられる。また、指導者としても自らが専門とする競技に関われることは大きなメリットとなる。青柳ほか(2012)では、部活動の外部指導者の勤務時間を増加させる要因として「スポーツが好き」という回答が最も多いことが明らかになった。ここから、公認スポーツ指導者にとっての参加の動機は十分に確保されているため、実現可能性は高いと考えられる。

以上3点から、本提言の実現可能性は高いといえる。また、公認スポーツ指導者については、日本体育協会(2017)を参考にすると、2017年時点で全国に約18万人存在しており、それぞれが多様なワーク・ライフ・バランスを希望している可能性が考えられることから、人材供給の実現可能性は高いと考えられる。

第3項 研修の見直し

分析において、教育委員会が主催する会議・研修の削減が教員の労働時間の削減に有効であるということが明らかになった。以下では、現状分析で明らかにした教育委員会が行う研修を対象を絞り、研修そのものや内容の削減に関する提言を行う。

提言Ⅲ-iでは、都道府県・市区町村の各教育委員会による研修の精選を提言する。また、提言Ⅲ-iiでは、研修の前後に発生する報告書の中身の簡素化及び報告書そのものの削減を行うことを提言する。

【政策提言Ⅲ-i 各教育委員会による研修の精選】

提言対象：都道府県教育委員会・市区町村教育委員会

● 概要

都道府県・市区町村教育委員会に対して、研修内容の重複を防ぐために、実施主体の枠組みを超えて研修を精選することを提言する。精選の具体的な流れについて以下で述べ、その内容を図示する(図 13)。

①教育事務所ごとの会議、都道府県教育委員会による精選

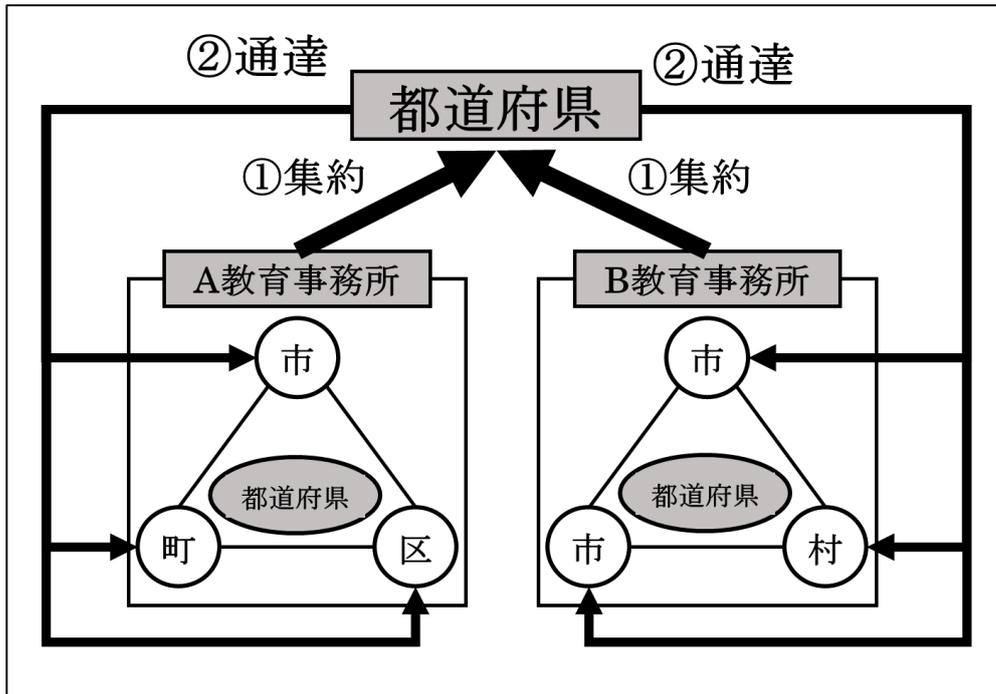
都道府県教育委員会・市区町村教育委員会が各都道府県の教育事務所⁶⁶に集まり、研修内容について重複がないかについて会議を行い、現状を把握する。都道府県教育委員会は各教育事務所の会議内容を持ち帰り、研修の必要性や内容の検討を行い、削減及び見直しをする研修を決定する。都道府県教育委員会で削減する研修に関しては、この段階で削減する。

②都道府県教育委員会から各市区町村教育委員会への通達

都道府県教育委員会が、①の決定事項を各市区町村教育委員会に通達し、その内容をもとに各市区町村教育委員会は研修の削減及び見直しを行う。

⁶⁶ 小川(2012)によると、「教育事務所とは、都道府県教育委員会の地方出先機関であり、都道府県教育委員会の管理機能を補完しながら市区町村教育委員会への指導・支援等の役割を担っている組織である。」と示されている。

図 13 提言Ⅲ-i のイメージ図



(筆者作成)

- 打ち出す理由と期待される効果

現在、教諭の研修は、主に都道府県教育委員会、市区町村教育委員会が実施しており、その内容は各主体の独自の裁量で決定されている。そのため、研修の増加に応じて、従来の研修の精選を進めなければ、内容や目的が重複した研修が累積する。

そこで都道府県と市区町村の各教育委員会による合同会議を設置し、互いに研修の内容を検討することを提言する。これにより、 unnecessaryな研修や類似した研修が見直されると考えられる。

- 実現可能性

愛知県の「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」など、教諭の多忙化解消に向けた検討会議の設置が進んでいることから、教諭の業務を見直そうとする機運は高まっている。また、兵庫県教育委員会では県内に6か所の教育事務所を、長野県教育委員

会では5か所の教育事務所をすでに設置しているなど、各都道府県教育委員会では市区町村教育委員会との連携に十分な体制が整備されていると考えられる。ここから、都道府県ごとの土地状況や交通網の整備状況を考慮して、1か所で会議を行うのではなく、教育事務所ごとに会議を実施することで、各市区町村が会議に参加しやすくなると考えられる。また、研修の削減により教育委員会による会議や研修の開催準備の手間が省かれることから、教育委員会にとっての研修削減のメリットも大きいといえる。

以上から、本提言の実現可能性は高いと考える。

【政策提言Ⅲ-ii 事前準備・事後報告の簡素化・削減】

提言対象：都道府県教育委員会・市区町村教育委員会

● 概要

教育委員会主催の研修に関して、事前・事後の報告書の見直しを提言する。具体的には以下で説明する(図14)。1つ目に、事後報告書の見直しを行う。現行の多様な提出書類の内容を、研修の内容改善を目的とした質問や自己の反省等のみとし、簡素化を図る。2つ目に、事後報告書で研修内容の改善を反映していることを受けて、内容の重複を防ぐため、事前報告書の作成を廃止する。その代わりに、各教育委員会から研修の内容について記した事前資料の配布を行うこととする。

図 14 提言Ⅲ-ii のイメージ図



(筆者作成)

- 打ち出す理由と期待される効果

現状分析によると、現在、教諭に対し教育委員会への報告を求める書類は複数存在し、加えて、報告書の目的が統一されていないことから、今後さらに書類の増加を招く可能性がある。そこで、事後報告書を研修の内容改善や自己反省を目的とした質問に絞ったものにする。これにより、教育の「質」の向上などを目的とした研修の質を保ちつつ、内容の簡素化が図られることで教諭の負担が軽減されると考える。また、現状の事前報告書及び事後報告書は、どちらも教育委員会による研修の内容改善に使用されており、その目的が重複している。ここから、事前報告書を廃止し、事後報告書にその内容を集約することで、教諭の事前報告書に関する負担を取り除くことができる。そして、事前報告書を教育委員会からの研修資料の配布に留めることで、研修

に向けた教諭への意識づけは従来通り担保され则认为られる。

- 実現可能性

研修にかかる報告書を見直すことにより、教育委員会にとっても報告書を集約する手間が省かれることから、教育委員会にとっての削減のメリットは大きいといえる。また、事前報告書で喚起していた研修前の教諭の意識は、提出不要の事前資料でも同様に喚起することができる则认为られることから、実現可能性は高いといえる。

第3節 政策提言のまとめ

提言Ⅰにより、校務支援システムの導入が円滑に進み、教諭の「成績処理」、「外部対応」などの業務が効率化され、労働時間の削減が期待される。

提言Ⅱにより、ノー部活デーを導入することで部活動の活動日が削減され、さらに部活動指導員の学校現場への配置が進むことにより顧問業務が分担されることで、結果として教諭の「部活動」の業務が分担・削除され、労働時間の削減が期待される。

提言Ⅲにより、研修が精選されること、及び事前準備・事後報告書が簡素化・削減されることで、教諭の「校務としての研修」の業務が削除され、労働時間の削減が期待される。

以上で提言した政策により、中学校教諭が周辺の業務に従事する時間が削減される。その結果として教諭が教育業務に集中できる環境が整備されるため、本稿が目指す「教育の『質』の担保・向上体制の構築」が達成される。政策提言の枠組みは以下の通りである(図15)。

図 15 政策提言のまとめ



(筆者作成)

おわりに

本稿では、近年問題になっている教諭の多忙化の解消に焦点を当て、教諭の労働環境を整備することで、「教育の『質』の担保・向上体制の構築」を実現することを目指した。現状分析を進める中で、周知的業務の多さにより、教諭が教育業務に専念できないことが明らかになった。そのうえで、教諭の労働環境の実態を把握するため、各都道府県・市区町村教育委員会に聞き取り調査を行った。以上の現状分析を踏まえ、愛知県の市町村別に集計した教員の労働時間のデータを用いて教諭が周知的業務に従事する時間を減らす取組みに関して分析を行った。そして、分析結果や文献調査、聞き取り調査で得られた情報をもとに、教諭が周知的業務に従事する時間を削減する政策を提言した。

しかしながら、本稿の限界として、愛知県以外の教諭の労働時間のデータが得られなかったこと、また複数年にかけて記録を行ったデータについては存在していなかったことから、都道府県ごとの違いを考慮した分析や、経年を追った分析を十分に行うことができなかったことが挙げられる。聞き取り調査の中で、各教育委員会で労働時間のデータの収集が進みつつあることが明らかになったため、このような政策動向を期待しつつ、これらのデータを活用した分析は今後の研究課題としたい。また、校務支援システムの導入に関する費用など、政策コストに関しては本稿では詳しく分析できていない。これについても、今後の研究課題であるといえる。

本稿の執筆にあたって、愛知県教育委員会を始め、愛知県の各市町村教育委員会の方々からは、データの提供など丁寧かつ有益な情報をいただいた。また、その他多くの都道府県や市区町村教育委員会の担当者の方にも、電話調査を含む聞き取り調査及び調査票によるアンケート調査にご協力いただいた。ここに感謝の意を示す。

本研究が中学校教諭の多忙化を解消し、教育の「質」の担保・向上体制の構築に寄与することを願い、本稿の締めとする。

先行研究・参考文献

主要参考文献

・ 神林寿幸(2015)「周辺の職務への従事が日本の教員の多忙に与える影響の再検討 - TALIS2013年調査の国際比較を通じて-」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第63集第2号 pp. 23-43

・ 神林寿幸(2016)「アンケート調査に見る教員の働き方と生活の実情」, 連合総合生活開発研究所『とりもどせ! 教職員の「生活時間」 - 日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する研究委員会報告書-』 pp. 21-141

引用文献

・ 愛知県教育委員会「教員の多忙化解消プラン」

2017年11月10日データ取得

<http://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/157437_239002_misc.pdf>

・ 青柳健隆・石井香織・柴田愛・荒井弘和・日比千里・岡浩一朗(2012)「外部指導者の部活動への関与を推進する効果的な方策の検討」

2017年11月10日データ取得

<http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/encourage/grant/pdf/research12_6-02.pdf>

・ 「朝日新聞(朝刊)」2011年2月27日

- ・石川県教員総合研修センター「初任者研修課題」

2017年11月10日データ取得

<http://cms1.ishikawa-c.ed.jp/~support/NC2/htdocs/?action=cabinet_action_main_download&block_id=418&room_id=1&cabinet_id=5&file_id=16&upload_id=174>

- ・一宮市教職員労働組合(2015)「小学校の時間外在校時間 愛知県全市の中でワースト1」

2017年11月10日データ取得

<http://userwww.aimnet.ne.jp/user/pjbekh/news/PDF/2015_09news.pdf>

- ・市橋真奈美、黒河内雅典、富永良喜、古川雅文(2008)

「教員の「保護者対応」に関する研究Ⅰ-スクールカウンセラーを対象とした調査結果を基に-

2017年11月10日データ取得

<<http://hdl.handle.net/10132/2061>>

- ・今井博之(2001)「日本の少子化と女子労働-新家政学的接近の限界に関する考察-

2017年11月10日データ取得

<https://www.jstage.jst.go.jp/article/ojjams/16/2/16_199/_pdf>

- ・岩橋培樹(2004)「地域産業の多様性が初等補習教育への投資に及ぼす影響に関する研究」

2017年11月10日データ取得

<https://www.jstage.jst.go.jp/article/srs1970/34/1/34_1_455/_pdf>

- ・岡常典(2015)「中学校教員の多忙軽減策」

2017年11月10日データ取得

<<http://doi.org/10.14945/00008452>>

・小川正人(2012)「教育事務所廃止の動向と地方教育行政の課題(1) -和歌山県、長崎県、徳島県、滋賀県の訪問調査報告-」放送大学大学院文化科学研究科『教育行政研究 第2号』pp. 85-103

・岸本あすか、菊池信太郎、中村和彦(2016)「福島県の中学校における運動部活動の現状」
2017年11月10日データ取得
<https://www.jstage.jst.go.jp/article/jspehss/67/0/67_205_2/_pdf>

・京都府教育委員会「V 教職員服務と研修」
2017年11月10日データ取得
<<https://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/gakko/PDFbook1/06H15-fukumu.pdf>>

・厚生労働省「脳・心臓疾患の労災認定 -「過労死」と労災保険-」
2017年11月10日データ取得
<<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040325-11.pdf>>

・高知県教育委員会「平成29年度高知県公立小学校及び中学校並びに県立学校若年教員研修の概要」
2017年11月10日データ取得
<<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/2017040100025.html>>

・国立教育政策研究所(2009)「教員の質の向上に関する調査研究(二年次報告書)」
2017年11月10日データ取得
<https://nier.repo.nii.ac.jp/index.php?active_action=repository_view_main_item_detail&page_id=13&block_id=21&item_id=641&item_no=1>

・小島博明(2016)「学校の業務改善の取り組み状況を分析する—『教職員の勤務負担軽減を図るための業務別改善マニュアル』の個別の改善事例の記述内容から—」
『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』23号 2巻 pp. 85-95

・小入羽秀敬(2011)「教員の業務負担と学校組織開発に関する分析一部活動に着目して」
国立教育政策研究所『国立教育政策研究所紀要 第140集』pp. 181-193

・札幌市「初任段階における研修指導記録簿」

2017年11月10日データ取得

<http://www.sec.sapporo-c.ed.jp/download/download/syonin/29_s_kirokubo.doc>

・私学経営研究会(2011)「私立中学・高等学校教職員の勤務時間管理に関するアンケート」

2017年11月10日データ取得

<http://sikeiken.or.jp/report/h22_06_jikangai.pdf>

・島根県教育センター「初任者研修指導報告書」

2017年11月10日データ取得

<http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kikan/matsue_ec/kyousyokuin_kensyu/sin_nin_kensyu/26sin_nin_ken_houkoku_yosiki.data/06_h27_hol.xls>

・社会経済生産性本部(2006)

『教員のゆとり確保』のための調査研究定量調査 ご報告書

2017年11月10日データ取得

<<http://www.shidou.gsn.ed.jp/yutori/teiryō.pdf>>

・全国都道府県教育長協議会第4部会(2017)「教員の多忙化解消について」

2017年11月10日データ取得

<http://www.kyoi-ren.gr.jp/report/H28bukai/H28_4bukai.pdf>

・田上不二夫・山本淳子・田中輝美(2004)「展望 教師のメンタルヘルスに関する研究とその課題」『教育心理学年報43巻』pp. 135-144

・田野井真美・水本徳明・大久保一郎(2012)「中学校教員のワーク・ライフ・バランスー生活時間と役割葛藤の視点からー」『日本家政学会誌 Vol. 63』 pp. 725-736

・独立行政法人教職員支援機構(2017)「教職員研修の手引き 2017 -効果的な運営のための知識・技術-」

2017年11月10日データ取得

<http://www.nits.go.jp/materials/text/files/index_tebiki2017_001.pdf>

・長野県教育委員会「教育委員会の組織」

2017年11月10日データ取得

<<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku02/goannai/soshiki/index.html>>

・「日本経済新聞(夕刊)」2016年4月28日

・「日本経済新聞(朝刊)」2017年6月20日

・日本体育協会「会長挨拶」

2017年11月10日データ取得

<<http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid/1106/Default.aspx>>

・日本体育協会「日本体育協会公認スポーツ指導者登録状況(2017年10月現在)」

2017年11月10日データ取得

<http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/20171001_tourokusha_pref.pdf>

・日本体育協会(2014)「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」

2017年11月10日データ取得

<<http://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data/katsudousuishin/doc/houkokusho.pdf>>

・久富善之(2008)「転換期にある教師像——「献身的教師像」を越えて——」ベネッセ教育研究開発センター『BERD No. 14』

2017年11月10日データ取得

<http://berd.benesse.jp/berd/center/open/berd/backnumber/2008_14/fea_kudomi_01.html>

・兵庫県加古川市立陵南中学校(2015)「学校だより 第2号 平成27年5月7日(木)発行」

2017年11月10日データ取得

<http://www.city.kakogawa.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/181/H27_05.pdf>

・兵庫県教育委員会(2013)「教職員・研修資料 いきいき運動部活動」

2017年11月10日データ取得

<<http://www.hyogo-c.ed.jp/~taiiku-bo/gakkkoutaiikukakari/unndoubukatudou/ikiikibukatsudou3.pdf>>

・広瀬義則(2017)「総論 一教職員の自己規制と多忙化という問題設定」教育文化総合研究所『教職員の自己規制と多忙化研究委員会報告書』pp. 4-30

・古川敦子(2017)「外国人児童生徒の教育において教員が感じる困難および意義に関する一考察」『共愛学園前橋国際大学論集 17 巻』pp. 39-50

・北海道教育委員会「北海道公立学校校務支援システム」

2017年11月10日データ取得

<<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/seisaku/koumusiensystem2.htm>>

・「毎日新聞(朝刊)」2016年3月1日

・ 萬井隆令 (2009) 「なぜ公立学校教員に残業手当がつかないのか」『日本労働研究雑誌 51 巻』 pp. 50-53

・ 文部科学省 「学校教育制度に関する基礎資料—学校教育（特に義務教育）に関する主な提言事項—」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/04053101/007/001.htm>

・ 文部科学省 「教員の職務について」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/031/siryu/06111414/003.htm>

・ 文部科学省 「2 スクールカウンセラーについて」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1369846.htm>

・ 文部科学省 「スクールソーシャルワーカーについて」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryu/attach/1376332.htm>

・ 文部科学省 (2012) 「教員のメンタルヘルスの現状」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/088/shiryu/___icsFiles/afieldfile/2012/02/24/1316629_001.pdf>

- ・文部科学省(2015a)「学校現場における業務改善のためのガイドライン」

2017年11月10日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/07/__icsFiles/afieldfile/2015/07/27/1360291_3.pdf>

- ・文部科学省(2015b)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申(素案))」

2017年11月10日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf>

- ・文部科学省(2015c)「事務職員の現状について」

2017年11月10日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/052/siryo/__icsFiles/afieldfile/2015/03/20/1355945_3.pdf>

- ・文部科学省(2017a)「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)について」

2017年11月10日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/__icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174_002.pdf>

- ・文部科学省(2017b)「学校における働き方改革に係る緊急提言」

2017年11月10日データ取得

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/siryo/__icsFiles/afieldfile/2017/09/01/1395044_2.pdf>

- ・文部科学省(2017c)「中学校学習指導要領」

2017年11月10日データ取得

<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661_5.pdf>

・横浜市教育委員会(2014)「横浜市立学校教職員の業務実態に関する調査 報告書【分析・改善編】 参考データ」

2017年11月10日データ取得

<<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/toukei-chosa/b.pdf>>

・The World Education Forum (2000) “The Dakar Framework for Action” ,

2017年11月10日データ取得

<<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001211/121147e.pdf>>

データ出典

・愛知県「第19表 理由別長期欠席生徒数（中学校）」平成26年度 学校基本調査結果 統計表-学校調査、中学校

2017年11月10日データ取得

<<http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/49225.xls>>

・愛知県「第22表 理由別長期欠席生徒数（中学校）」平成27年度 学校基本調査結果 統計表-学校調査、中学校

2017年11月10日データ取得

<<http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/205231.xls>>

・愛知県教員の多忙化解消プロジェクトチーム(第1回)「参考資料3『在校時間調査結果(経年変化について)』」

2017年11月10日データ取得

<<http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/216198.pdf>>

・愛知県「県内の市町村」

2017年11月10日データ取得

<<http://www.pref.aichi.jp/site/userguide/link-citytown.html>>

・国立教育政策研究所(2014)「OECD 国際教員指導環境調査(TALIS) 2013 年調査結果の要約」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.nier.go.jp/kenyukikaku/talis/imgs/talis2013_summary.pdf>

・総務省「【外国人住民】平成 27 年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)」住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(平成 27 年 1 月 1 日現在)

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000366478.xls>

・総務省「【外国人住民】平成 28 年住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)」住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(平成 28 年 1 月 1 日現在)

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000428931.xls>

・総務省「過疎地域市町村等一覧(平成 29 年 4 月 1 日)」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000491490.pdf>

・総務省統計局「『産業、従業上の地位別平均週間就業時間・日数』平成 28 年労働力調査年報」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2016/index.htm>>

・東京大学(2007)「『業務記録集計表(第 5 期)』平成 18 年度文部科学省委託調査『教員勤務実態調査(小・中学校)』報告書[2006 年]」

2017 年 11 月 10 日データ取得

<http://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/kyouinjittai/2006/pdf/sc/houkoku_data21.pdf>

・宮地茂(1971)『教育職員の給与特別措置法解説』第一法規出版

・文部科学省「中学校 市町村別職名別職員数（本務者） 公立」学校基本調査 平成 26
年度 市区町村別集計 学校調査(中学校)

2017年11月10日データ取得

<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000027601766>>

・文部科学省「中学校 市町村別職名別職員数（本務者） 公立」学校基本調査 平成 27 年
度 市区町村別集計 学校調査(中学校)

2017年11月10日データ取得

<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000031392298>>

付録

別添 1 大阪府豊中市教育委員会への聞き取り調査概要

本稿では、中学校教諭の勤務実態を把握するため、大阪府豊中市教育委員会に対し、訪問による聞き取り調査を行った。以下では、その概要について示す。

(別添1) 豊中市教育委員会 聞き取り調査概要	
実施日	場所
2017年6月30日(金)	豊中市教育委員会教職員課(大阪府豊中市)
参加者	
豊中市教育委員会教職員課 小渡様 大阪大学赤井研究室 佐伯 横瀬 神田 杉山	
内容	
<p>●業務のうち、教諭が負担感を感じやすい業務はどれか 小学校については授業準備、中学校においては部活動指導が負担である。 また、小中間わずに保護者対応が負担である。</p> <p>●労働時間が増加した理由 学習指導要領の改正、家庭状況の多様化が挙げられる。 また、文部科学省や教育委員会からの調査業務も大きな理由である。</p> <p>●部活動指導の時間増加の理由 詳細な原因追及はできていない。 若い教員の効率性が低い、保護者からのプレッシャーが考えられる。</p> <p>●生徒指導業務の増加の理由 家庭状況、生徒の個人要因の多様化への対応が必要になったこと 教員の世代交代に伴う引き継ぎがうまくいっていないこと</p> <p>●府・市教委の取り組み 府：ノークラブデー(2016年度より) 市：定時退勤日(2017年度より。月に3回程度)、電話対応の時間設定(2017年度より) 全国的にも取り組みが施行されつつある。</p> <p>●私立学校の実態について把握はできているか 市教育委員会としては把握できていない</p> <p>●将来的にどのような体制を期待するか 給特法の改善などの法整備、先生の残業に対する意識改革</p>	

(筆者作成)

別添 2 全国の各教育委員会に対して送付した調査票の概要

中学校教諭の労働時間を削減する取組みに関する調査票を Excel ファイルで作成し、各都道府県教育委員会、及び愛知県・山形県内の各市区町村教育委員会のうち、調査協力をご快諾いただいた教育委員会の担当の方に送付した。その調査票を文章にしたものを以下で掲載する。各項目について、政策の有無、開始年度、具体的内容を尋ねた。

1. 児童生徒の指導に関わる業務

1-1 成績処理業務について

1-2 集団に対する生徒指導(給食業務、全校集会、避難訓練など)について

1-3 個別生徒指導(進路指導、カウンセリング)について

1-4 部活動、クラブ活動について

1-5 学校行事(学校祭、遠足)について

2. 学校の運営に関わる業務

2-1 学校経営(校務分掌に関わる業務、初任者や教育実習生の指導面談、点検業務)について

2-2 会議や打ち合わせについて(校内)

2-3 会議や打ち合わせについて(教育委員会主催など、校外)

3. 外部対応業務について

3-1 保護者・PTA 対応(電話対応、家庭訪問、面談などを含む)について

3-2 地域対応(町内会、地域住民、地域行事)について

3-3 行政、関係団体への対応(教育委員会、来訪者など)について

4. その他の政策について(自由記述)